

# 建設環境委員会記録

とき 令和8年2月26日

国分寺市議会

## 建設環境委員会

令和8年2月26日（木）

### ○ 出席委員

委員長	中山 ごう
副委員長	久保 けいこ
委員	脇村 たいき
	対馬 ふみあき
	寺嶋 たけし
	高瀬 かおる
	はせべ 豊子

### ○ 審査事項

- 1 議案第46号 工事請負契約について
- 2 議案第12号 令和7年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 3 議案第30号 国分寺市事務手数料条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第31号 国分寺市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第32号 国分寺市下水道条例及び国分寺市水洗便所普及条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第33号 国分寺市立公園条例の一部を改正する条例について
- 7 調査 環境施策について

R 7 . 6 . 5

### 《報告事項》

- (1) 国分寺市住宅マスタープランの改定について
  - (2) 国分寺市耐震改修促進計画の改定について
  - (3) 国分寺市下水道事業経営戦略の改定について
  - (4) その他
- 8 陳情第7-6号 「有機フッ素化合物（PFAS）の汚染原因究明と対策を求める意見書」を国へ提出することを求める陳情
  - 9 陳情第8-2号 ぶんバスのさらなる発展を求める陳情

午前9時30分開会

○中山委員長 おはようございます。ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

冒頭、市長より、公務のため、午後2時30分から終日まで欠席する旨の届出がございましたので、御報告いたします。また、まちづくり推進課長より、体調不良のため、終日欠席する旨の届出がございましたので、御報告いたします。

◇

○中山委員長 早速ですが、視察の実施について、現委員の任期中においては委員長に御一任いただいておりますので、お手元の審査事項5番、議案第33号に関する審査及び報告事項に係る確認のため、現地視察を行いたいと思います。

それでは、視察のため、委員会を暫時休憩いたします。

午前9時31分休憩

午前11時15分再開

○中山委員長 委員会を再開いたします。

足元の悪い中、視察の準備等々をいただき、ありがとうございました。お疲れさまでした。

◇

○中山委員長 それでは、これより、お手元の審査事項一覧に沿いまして議案の審査に入りたいと思いますが、ここで、本日の審査事項の順番について、委員長といたしまして、審査の都合上、一部変更を提案いたします。

初めに、審査事項6番、議案第46号を審査した後、審査事項1番、議案第12号から順に審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中山委員長 御異議なしと認め、議案審査の順番をさよう決定いたします。

◇

○中山委員長 それでは、**議案第46号 工事請負契約について**を議題といたします。

審査に当たり、出席説明員の要求についてお諮りいたします。

国分寺市議会委員会条例第18条の規定により、総務部長及び契約管財課長の出席を求めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中山委員長 御異議なしと認め、当委員会といたしまして、総務部長及び契約管財課長の出席を求めることといたします。

手続のため暫時休憩いたします。委員の皆様はそのままお待ちください。

午前11時16分休憩

午前11時17分再開

○中山委員長 委員会を再開いたします。

それでは、議案第46号について、担当より説明を求めます。

○佐藤契約管財課長 本日もよろしくお願ひいたします。

議案第46号、工事請負契約について、御説明いたします。

国分寺市清掃センター工場棟他解体撤去工事（設計・施工）につきまして、予定価格が1億5,000万円以上の工事の請負であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、御審査をお願いするものとなります。資料といたしましては、工事請負仮契約書を提出させていただきました。

本件は、公募型プロポーザル方式により業者選定を行っております。審査の結果、株式会社鴻池組東京本店を優先交渉権者として決定し、同事業者と令和7年12月22日に仮契約を締結してございます。

契約金額につきましては、消費税を含めまして、20億3,280万円となりました。

私からの説明は以上です。

○井上清掃施設担当課長　それでは、委員会資料の国分寺市清掃センター工場棟他解体撤去工事（設計・施工）事業者選定公募型プロポーザル審査結果を御用意願います。こちらにつきましては、1番に審査結果を記載し、優先交渉権者をA事業者の株式会社鴻池組東京本店とした旨を記載しております。

次に、2番には各応募者の評価結果として、各項目における点数、提案金額、合計点、順位を記載してございます。

3番目には選定方法・過程として、公募型プロポーザル方式を採用し、国分寺市清掃センター工場棟他解体撤去工事事業者選定審査委員会によって、技術基礎審査、技術提案審査を実施し、優先交渉権者が選定された旨を記載してございます。

次に、最後、4番目には選定スケジュール等として、プロポーザルの実施の公表から優先交渉権者を決定するまでのスケジュールを記載してございます。

雑駁ではございますが、資料の説明は以上でございます。御審査のほど、よろしく願いいたします。

○中山委員長　説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○寺嶋委員　お疲れさまです。一点だけ確認させてください。評価結果に関して、優先交渉権者に決まったA事業者に対して次点がD事業者で、細かく見ると「地元企業との連携」の部分が差としてはかなり大きなものになっているのかなと思うのですが、ここに関して言える範囲で、こういった差があったのかをお伺いできればと思います。そのほかにも結果にはつながっていると思うんですけど、ここでどんな差があったのかを確認させてください。

○井上清掃施設担当課長　優先交渉権者の場合につきましては、ほかの2者より、地元事業との連携、貢献金の金額が低かったというところでございます。

○寺嶋委員　ありがとうございます。その貢献金の部分で、シンプルにこの差がついたという認識でよろしいでしょうか。

○井上清掃施設担当課長　委員がおっしゃるとおりでございます。

○寺嶋委員　分かりました。ありがとうございます。A事業者で決定していくということで、ここの部分に実際に20倍近い差がついているということでした。そのほかの部分で優れていたという部分は、こちらの内容を見させていただければ十分分かるのですが、こういった部分に関しても、これだけ見てしまうと、地元へ貢献するといった部分が、ちょっとないようにも見えてしまいますので、そういった部分はこれからも何らか協力できる部分がありましたら、ぜひとも、そこは連携していただきたいと思っておりますので、こちらは意見として残させてください。

○中山委員長　ほかにございますか。

- 高瀬委員　　よろしくお願ひいたします。私も地元企業との連携は確認させていただきたいと思っております。貢献金額ということで、今、御説明があったところではありますが、地元の企業がどれだけそこに一緒に参入して工事をしていくのかということなのかなと読み取っていたんですが、そういう意味ではないということなんでしょうか。
- 井上清掃施設担当課長　　優先交渉権者が地元貢献をしないかというのと、決して、そういうわけではなくて、確かに金額はほかの事業者と比べて低いんですが、話せる範囲でということでも申し上げますと、優先交渉権者の場合は、地元警備会社への委託だとか、宅配弁当の注文だとか、あとシルバー人材センターの活用ということも視野に入れているということでも伺っております。全然、何も地域に貢献しないということではないということをお理解いただければと思います。
- 高瀬委員　　分かりました。ということは、地元の地域の事業者に対して、今回の工事の間に、どれだけ貢献できるかということが、この地元企業との連携という表現になっているという理解でよろしいのでしょうか。
- 井上清掃施設担当課長　　委員がおっしゃるとおりでございます。
- 高瀬委員　　私は、工事の中でできることを地元の事業者の方にやっていただくということが、連携という意味かと思ったんですが、そうではないということかなと、今、理解したところです。私が思っていた理解であれば、この点数が比較的小さくなっているというのは自分なりに納得はしていたんです。というのは、清掃センターの工場棟というのは、解体において、かなり特殊な技術が必要になるのではないかと考えていたんです。だから、そういった意味では、専門的な技術だったり、スキルだったりを持っている事業者がやるということが必要なかなと考えていたので、そのように理解していたんですが、今の御答弁からは、私の理解が少し違っていたということで認識いたしました。
- 井上清掃施設担当課長　　今、高瀬委員がおっしゃったように、今回の工事は大変特殊な工事で、解体工事をする際に、仮設処理施設でもごみ処理を行ったりだとか、また、周辺には、住宅や学校、市民室内プールといったものが隣接している所でございますので、住民はもとより施設利用者、それから学童への安全配慮といったものが、大変、求められる工事でございます。
- そういった点と、あと、施設の性質上、ダイオキシン類などの有害物質といったものも残存していることも踏まえまして、そういったものの養生や隔離方法とか除染の方法も含めた解体工事なので、高度で専門的な知識を有する必要があるというところで、事業者のノウハウを活用して事業を実施するために選定してきたというところがございます。
- したがって、地元の事業者で御協力いただける事業者には参加いただきたいと思うんですけど、今回の優先交渉権者が選んだ事業者の中には、そういった地元の事業者はないということでした。特殊な工事ですから、そういったところがあって、地元貢献するという意味では、ほかの委託だとか、そういったことを地元の事業者にしていただくということもございます。それが提案金額に反映されているというところがございます。
- 高瀬委員　　分かりました。特殊な技術だったりスキルが必要な中で、工場棟の解体に対してはそういった事業者が必要だと私も思っています。その上で、また、ほかの事業者でも対応可能なところは委託もするでしょうし、地域の商店あるいは飲食店などを使っただけのような配慮をしていただくということで、それをトータルしたときに、この評価だったということでも理解いたします。そこはお聞きしておきたいと思いました。

今の御答弁の中にもあったんですけども、ダイオキシンが残っているような可能性もありますし、そういった意味では周辺環境への配慮、また地域住民対応というのは非常に大事だと思っています。そういったところでは、優先交渉権者の得点としては、一番評価されているのかなと思っています。とても大事なところだと思っています。

その他自由提案ということもあるんですが、もし何かここについて、特にこうやっていきますというようなことがございましたら御紹介いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○井上清掃施設担当課長 自由提案というところでございますが、事業者のノウハウにも関わる部分もありますので、なかなか言えないところもあるんですけど、例えば、工事車両の搬出入だとかは府中街道の西恋ヶ窪三丁目の交差点の出入りに限定しまして、周辺の生活道路へは進入しないだとか、あと、必要な箇所への交通誘導員の配置はもとより、優先交渉権者独自の安全対策を講じるということは聞いております。

○高瀬委員 ありがとうございます。清掃センターが建っている場所は、周りの道路が非常に狭かったりしますので、安全性は、しっかりと確保していただきたいと思います。理解いたしました。ありがとうございます。

○中山委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

○久保副委員長 中山委員。

○中山委員 地元企業との連携のところで、理解が進まなかったんですけど、点数の差がついた理由を教えてくださいいただければ、一番分かりやすいかなと思ったのでお願いします。

○井上清掃施設担当課長 理由でございますが、A事業者、B事業者、それからD事業者で、B事業者、D事業者が、優先交渉権者のA事業者よりも地元へ貢献するための金額が、大分、違うんです。そのところで差が出たということなんです。

---

○久保副委員長 では、もう一度、清掃施設担当課長。

○井上清掃施設担当課長 すみません、ただいま私の発言ですが、取消しのお取り計らいをお願いいたします。

○久保副委員長 ただいま、発言の取消しについて申出がありました。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○久保副委員長 御異議なしと認め、さよう決めます。発言の取消しを認めます。

○井上清掃施設担当課長 答弁の調整をさせていただきたいと思いますので、少々お時間をいただけたらと思います。

○久保副委員長 では、暫時休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時35分再開

○久保副委員長 では、休憩を閉じまして委員会を再開いたします。

○井上清掃施設担当課長 お時間をいただきありがとうございました。先ほどの中山委員からの御質疑に対して、お答えをさせていただきたいと思います。こちらにつきましては、解体プロセスの中で市内事業

者の関わりに差があったということで、差が出ているということでございます。

○中山委員 承知しました。先ほど来、ほかの委員からも御意見がありましたので指摘にとどめますけど、できる範囲で、地元の企業の関わりがつかれるところは今後もつくっていけるように交渉をお願いしたいと思えます。

○中山委員長 ほかに質疑はありますか。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○中山委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

総務部長及び契約管財課長はここまでになります。ありがとうございました。



○中山委員長 それでは、続きまして、**議案第12号 令和7年度国分寺市下水道事業会計補正予算(第3号)**を議題といたします。

担当より説明を求めます。

○野口下水道課長 よろしく願いいたします。議案第12号、令和7年度国分寺市下水道事業会計補正予算(第3号)につきまして、御説明いたします。委員会資料も併せて御覧いただければと思えます。

本案は、下水道事業における事業工程の確定に伴い、補助金・負担金等が確定したことにより予算の増減が生じたので、補正したいというものになります。議案書をお願いいたします。

第2条、業務の予定量になります。道路排水施設等共同施工負担金(国3・4・6号線)全額を次年度以降に繰り越しするものです。

第3条、収益的収入及び支出になります。収入につきまして、補正前25億3,620万5,000円から1,050万7,000円を減額。支出につきまして、補正前30億5,765万1,000円から2,120万円を減額するものです。

第4条、資本的収入及び支出になります。収入額が支出額に対し不足する額及び補填する財源を改め、収入につきまして、補正前6億9,712万6,000円から1億5,331万円を減額、支出につきまして、補正前11億256万2,000円から6,342万4,000円を減額するものです。

資料をお願いいたします。内訳になります。収益的収入は、事業量の確定により1,050万7,000円の減額となっております。

収益的支出のほうでございます。項1、目2、下水道使用料徴収業務委託料につきましては、都へ受託しております徴収業務経費確定に基づき2,000万9,000円の減額。項2、目1、支払利息及び企業債取扱諸費については、令和6年度事業等に係る企業債の借入額と金利が確定したため、119万1,000円の減額となっております。

2ページ目をお願いいたします。資本的収入及び支出になります。こちらは支出から御説明させていただきます。支出の項1、目1、管きょ建設改良費、国3・4・6号線の進捗に基づき4,000万円の減額。目3、流域下水道建設負担金、都の流域下水道建設改良事業の負担金額確定に基づき、2,342万4,000円の

減額となっております。

戻りまして収入になります。項1、目1、企業債は、支出減に伴い公共下水道事業債1億1,120万円の減額、流域下水道事業債2,400万円の減額。項5、目1、国庫等補助金は、ストックマネジメント計画に関する補助金について、内示率が確定したことにより1,811万円の減額となっております。

説明は以上になります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○中山委員長 説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○はせべ委員 よろしく申し上げます。御説明ありがとうございます。一点だけ確認させていただきたいと思えます。本議案の説明でもストックマネジメント計画を策定して順々にやってきているということで、昨年度もこの時期に補正があったかと思えます。今後もこういう形で工事が完了するまで、この時期に補正が入って、こういう形で実施していくというところでよろしいのでしょうか。

○野口下水道課長 補正がある年もあれば、ない年もございます。現状は長期の計画になっておりますので、若干滞る場所がございますが、計画内に収めるようにきちんと進めていきたいと思っております。

○はせべ委員 ありがとうございます。本当に長期的な計画で大変なところで、下水道の部分なのでしっかりと進んでいくことを期待して、お願いしたいと思えます。

○中山委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

○高瀬委員 今のところで簡単に確認したいんですけども、資料の資本金収入の国庫等補助金のところで、ストックマネジメント計画に関する補助金について、内示率の確定に基づいての減額なので、そこは理解しております。

教えていただきたいのは、ここについては、第1期の工事費についての減額と思うんですが、工事そのものについての進捗は、今年度までの工事というところではしっかり終えているということでしょうか。

○野口下水道課長 委員がおっしゃるとおりでございます。

○高瀬委員 ありがとうございます。承知しました。第1期については来年度までの予定だと思っておりますので、進捗がどうなっているか確認させていただきました。

それと、続きまして収益的収入なんですけれども、営業収益のところ、下水道管路の全国特別重点調査に関する補助金について、ここも決定したということだと思うんですけども、たしか令和7年5月補正でここに予算をつけて調査したところだと思いますので、ここについて御説明いただきたいと思います。

それと、ここについては、下水道管路の全国特別重点調査の減額とストックマネジメント計画策定の減額と2本入っておりますので、それぞれの内訳を教えてください。まとめて1,050万7,000円の減額ですけども、それぞれの減額が幾らだったか教えてください。

○野口下水道課長 すみません、手元に資料がないので、確認のお時間をいただければと思います。

○高瀬委員 後ほど教えていただければと思います。なぜ聞いたかというのと、全国特別重点調査の予算立てとその結果がどうだったのかというのと、その調査の結果がどのような状況にあったのかをお聞きしたいと思っています。

○中山委員長 ほかに質疑のある方。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 では、本議案は保留にいたしまして、先に進みたいと思えます。



○中山委員長 続きまして、議案第30号 国分寺市事務手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当より説明を求めます。

○小泉建築指導課長 それでは、議案第30号、国分寺市事務手数料条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本案は、老朽化が進むマンションへの対策の一環として、マンションの建替え等の円滑化に関する法律が改正されるため、その内容に即して事務手数料条例の改正を行うものでございます。説明資料にて概要を御説明いたしますので御覧ください。

改正点は3つとなります。1つ目は法律名の改正です。現行では「建替え」のみでしたが、建替えのほか除却、一棟売却、一棟リノベーションなどの多様な手法を想定して「マンションの再生等の円滑化に関する法律」へ名称が変わります。

2つ目は、現在、建替えの後押しとして容積率の特例許可制度がございしますが、この根拠となる法の条項番号が後ろにずれたため整合を図るものです。

3つ目です。今回の法改正で新たに高さ制限の特例許可制度が加わりました。この手数料は容積率の特例許可と同額とし、条例別表第2の88の項に追加することといたします。

説明資料の2枚目、参考資料になりますけれども、こちらは高さの特例許可制度の内容を図示したものでございますので御参照ください。

条例の施行日ですが、法の施行に合わせて令和8年4月1日といたします。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○中山委員長 説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○高瀬委員 御説明ありがとうございました。今回、この改正に当たっては、法が変わったということがあり、耐震性不足等で建替え、更新する場合ということは承知しました。

その上でお聞きしたいのが、資料の裏面には周辺の市街地環境を踏まえ特定行政庁が許可するというように読むんですけれども、認められる上乗せの高さというのはどのように決めるのか教えていただきたいと思えます。

○小泉建築指導課長 こちらにつきましては、国からの運用の指針なり、許可の基準なりが示されるはずなんですけれども、まだその辺は出ておりません。このため、まだ具体的に申し上げられる状況ではないということになります。

○高瀬委員 そうしますと、国から出された基準に合わせていくということになりますか。それとも、特定行政庁なので、そこは何か特定行政庁が考える余地というのはあるんでしょうか。

○小泉建築指導課長 こちらは、実際に基準の中に特定行政庁が別途定めるものというような内容があれば独自に基準を定めていくことはできますが、今のところ、高さの特例については未定でございます。

○高瀬委員 分かりました。では、今後、考えていくということになるのかなと思います。そうしたときに、まちづくり条例を市は持っていて、まちづくり条例の趣旨と今回の耐震性不足で建替えという場合と内容が違うのは理解するんですけれども、高さ制限というところではどのように関連があるのか、あるいは考えないでいいのか、どうなのかなと思うところがありまして、その辺はどのようにお考えなんですか。

○加藤まちづくり部長 まちづくり条例にも高さ制限がございします。高さ制限の緩和ということもありま

すので、その範囲内であれば、まちづくり条例の基準に基づいて緩和することができるという形になります。ただ、こちらは建替えという非常に特殊な形態になりますので、その間の、まちづくり的なところで地域の合意形成といったものが図れれば、また別の方法も考えられるのではないかと考えております。

○高瀬委員 気になっていたのは、今の御答弁の中にもあったんですけども、高さについては周辺の方だったり、暮らしやすいまちづくりというところでも、結構問題になってくる部分であるかなと思っています。そういったときに、まちづくり条例の場合は、地域の方に説明するとか、そのような手法を取っているわけなんですけども、今回、このように耐震性が不足なのでそこを建替えに誘導していきたいという目的がある場合に、どのように関係性を持てるのか、あるいは周辺住民への説明がしっかりなされていくのかということ是非常に気になりますので、今後、いろいろ国から示されてくるということではありますけれども、説明会などはやっていこうという御答弁だったかと思うんですが、それでよろしかったでしょうか。

○加藤まちづくり部長 まちづくり条例の手續自体を飛ばすということではございませんので、手續自体はやっていただく形になりますので、当然、住民説明等は必要になります。

○高瀬委員 分かりました。まちづくり条例の手法にのっとりながら、高さ制限をどこまで載せるか、載せないかというのはこれから検討していくということだと分かりました。ありがとうございました。

○中山委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

○久保副委員長 中山委員。

○中山委員 関連でお聞きしたいと思います。私も高さ制限の緩和については、今、高瀬委員からあったように、近隣住民との関係で様々な意見が出される部分があって、過去には、そういった地域住民とのやり取りで高さを少し抑えたマンションが建築されたという事例も承知しております。今回は、耐震性がないマンションの建替え時ということなので、いろいろ考慮しないといけない部分はあろうかと思うんですが、先ほど、ちょっと分からなかったのは、まちづくり条例との関係で、部長から別の方法も考えられるのではないかといたした答弁だったと思うんですけど、それは、高さはそのままにしてほかの要件を緩和するか、そういう意味合いという理解でよろしいのでしょうか。

○加藤まちづくり部長 まちづくり条例の中に、例えば、地区まちづくり計画という設定もございますので、その地区全体で別の基準ということで合意形成が図られて、そこで地区まちづくり計画ができれば、その整備計画に基づいて町並み誘導を図っていくという形になりますので、そういった手法も考えられるということでございます。

○中山委員 そうすると、それは結構大規模な開発ですね。地区まちづくり計画というのは、開発があるごとに全てつくるイメージではないんですけども、それは私の理解の不足なのでしょうか。

○加藤まちづくり部長 例えば、こういったマンションができる地域というのは、ある程度、固まっているというか、周辺にも似たようなものが建っている可能性がございますので、そういった地区でしたら、地区全体で、そういったものをどのようにしていくかというのを考えて、地区まちづくり計画をつくっていく、こういった手法もあるかと思っています。

○中山委員 マンション個別じゃなくて、その地区全体で捉えての話ということなんですね、なるほど、分かりました。ちなみに、法律で高さ制限の緩和があるわけなんですけども、地区計画ができればその地区計画に沿った内容になると、地区計画がなければ法律の高さの緩和が適用されるだろうと、現状のところはそういう理解でよろしいんですね。先ほど、特定行政庁として考えられる範囲があるのかどうかとい

うところは、まだ今は分からないということだったので、そこはそれで理解しましたけども、そうはいつでもどちらが適用になるのかというのは、地区計画のあるなしという理解でよろしいでしょうか。

○加藤まちづくり部長　地区まちづくり計画になりますけれども、あくまでも、それは条例の範囲内という形になりますから、法律は超えられませんので、まず建築基準法をクリアしていただく必要がございます。

○中山委員　クリアというか、高さ制限の緩和の部分については、地区計画があって、その地区計画で高さは緩和しないでほかのことで対応していくという地域の合意ができれば、法律における高さの緩和は反映しないマンションになる可能性があるというように、今日のこのやり取りで私は理解しているんですけど、そういう地区まちづくり計画がなければ法律が基本的には適用されるということですね。

○加藤まちづくり部長　非常に難しいところではございますけども、法律のほうが優先されるのは間違いないので、法律上で認められるような形になります。あとは、まちづくり計画については、まちづくり条例上の基準を緩和するという形、基準を変えるという形になりますので、もちろん、そこは整合を図っていかないといけないところではございますけれども、今の時点で、どちらがどうということは、多分案件によっても条件などが変わってくると思いますので、ここですぐに「決まっています」というようなお答えはできないかと思っています。

○中山委員　理解しました。ありがとうございます。そうすると、法律の中で特定行政庁の判断があり得るのかどうかというポイントは、今後、示されるということだと思います。ただ、それが示された後は、条例は今回改正するので、特に国分寺市の条例改正はないわけですね、市の中の事務で手続する、そういう法律に沿った内容で、市としては申請があったときに許可するというような流れになるということですね。

○小泉建築指導課長　今の高さの話は様々な手法がありまして、今、まちづくり部長が申し上げたまちづくり条例もそうですし、都市計画の地区計画という手法もございます。1棟だけではなくて、まとめたかなり広範というか、ある程度の面積でまちづくりをしなければいけませんので、そこでの高さの制限、または緩和したほうが良いという地区もありますので、そういったところで差をつけていくということになります。

今回の事務手数料条例のほうは、まさに法に基づいている制度によるものですので、そういったメニューはございますけれども、こちらを使うかどうかということは個々の判断ですし、これは実はなかなかハードルが高い許可になりますので、この辺は東京都や、国からかなり厳しい基準が示されると思いますので、一旦また手数料の条例は改正して、今回はそういうメニューはありますよというところの改正になりますので、よろしく願いいたします。

○中山委員長　ほかに質疑のある方。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長　以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○中山委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○中山委員長 それでは、ここで**陳情第8－2号 ぶんバスのさらなる発展を求める陳情**を議題といたします。

この陳情につきましては、審査に当たり必要があることから、陳情提出者補足説明会を開催いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中山委員長 御異議なしと認め、陳情提出者補足説明会を開催することに決しました。

午後1時より陳情提出者補足説明会を開会いたします。

それでは、委員会は午後1時半まで休憩といたします。

午前11時59分休憩

午後1時31分再開

○中山委員長 委員会を再開いたします。

ただいま議題となっております**陳情第8－2号、ぶんバスのさらなる発展を求める陳情**については、ここで一旦保留とし、後ほど改めて審査を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中山委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。



○中山委員長 それでは、保留になっています**議案第12号**を議題といたします。

保留分の答弁からお願いいたします。

○野口下水道課長 お時間いただきありがとうございます。議案第12号の資料について、ストックマネジメント計画策定と全国特別重点調査分の内訳でございます。ストックマネジメント計画策定分が355万円の減額、全国特別重点調査分が695万7,000円の減額となっております。

また、進捗につきましては、先ほどはせば委員から御質疑がありましたように、ストックマネジメント計画については順調に進んでおります。

また、全国特別重点調査につきましても終わりました、直さなければいけないところが数か所ございましたが、それは次年度以降に取りかかるストックマネジメント計画と一緒に地域になっていきます。なので、そこで一緒に補修していきたいと思っております。

○高瀬委員 調べていただきありがとうございます。承知いたしました。それで、全国特別重点調査については、数か所の工事というか修繕が必要なところがあったということなんですけども、その状態を少し教えていただけますか。

○野口下水道課長 スtockマネジメント計画には、修繕しなければいけない段階がありまして、緊急重点ということで、それよりも1段上がったものになりまして、下水道管の中にちょっとしたクラックが入ったものについても、緊急対応が必要だということで、そういう場所が数か所ございました。

○高瀬委員 3段階に分かれているので、そこの真ん中のところが数か所あったということで、緊急とはいうものの、次に回しても大丈夫だということでよろしいんですね、分かりました。そこは次の計画に合わせて、工事に合わせてしっかりお願いしておきたいと思っております。ありがとうございます。

○中山委員長　ほかに質疑はございますか。

○久保副委員長　中山委員。

○中山委員　高瀬委員の関連で、来年度の第2期のストックマネジメントのところで、緊急対応のところも対応されるということなんですけど、それは第2期の中の早めの時期に対応するというところでよろしいのですね。

○野口下水道課長　委員のおっしゃるとおりでございまして、本当に、これはたまたまなんですけど、来年度にストックマネジメント計画でやる場所と緊急対応の場所が同一でございまして、その中でやっていきたいと思っております。

○中山委員長　ほかに質疑はありますか。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長　以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○中山委員長　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○中山委員長　続きまして、**議案第31号 国分寺市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**についてを議題といたします。

担当より説明を求めます。

○野口下水道課長　引き続き、よろしく願いいたします。議案第31号、国分寺市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

提案理由としましては、地方自治法の改正に伴い、引用条項を整理する必要があるためです。地方自治法の一部を改正する法律により、一部条文において条番号の繰下げが生じました。これに伴い同法からの引用箇所を改める必要があり、条例改正するものになります。

新旧対照表をお願いいたします。国分寺市下水道事業の設置等に関する条例第6条の下線部分です。「第243条の2の8（職員の賠償責任）第8項」を「第243条の2の9（職員の賠償責任）第8項」に改正いたします。

附則としまして、施行日は法改正と同日の令和8年9月24日を予定しております。

説明は以上でございます。御審査のほど、よろしく願いいたします。

○中山委員長　説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長　では、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○中山委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○中山委員長 続きまして、議案第32号 国分寺市下水道条例及び国分寺市水洗便所普及条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当より説明を求めます。

○野口下水道課長 議案第32号、国分寺市下水道条例及び国分寺市水洗便所普及条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

提案理由といたしましては、災害その他非常の場合における排水設備の新設等の工事に関する規定等を整備するためです。

下水道法第25条に基づき、下水道管理者において制定する条例に係る技術的助言をする標準下水道条例があり、この中の第6条において2つの改正がありました。

1つ目です。市町村長から指定を受けた工事店のみが、同市町村内の公共下水道工事ができるようとなっております。このため、能登半島地震により被災した排水設備の復旧工事が、他市町村の指定工事店では行えないという事象が発生し、復旧が遅れました。このことから、災害その他の非常の場合において、他の市町村の指定工事店であっても工事が行えることとすると標準下水道条例の改正がありました。

2つ目です。指定店に営業所が2か所以上ある場合、1営業所に1人の責任技術者を専属させることを義務づけています。これは複数業務を兼任せず、1人1現場をひもづけるためとなっております。現在、政府は、デジタル原則に照らした規制・規則への一括見直しプランの中で、アナログ規制の見直しを行っており、1人1現場の専属はアナログ規制となり、この見直しプランの趣旨を踏まえ、責任技術者を営業所ごとの専属から選任に変え、複数営業所について兼務することを妨げないこととする旨の標準下水道条例の改正がありました。

この2点に伴い、条例の一部改正と同時に文言修正をするものとなっております。

新旧対照表をお願いいたします。国分寺市下水道条例第8条に「ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長等の指定を受けた事業者には排水設備の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない」を加えます。

第8条の2第1項第2号中、「」が「」を、「営業所ごと」に、「専属している」を「選任している」に改めます。

第8条の4の見出し中、「(指定工事店の責務)」を「(指定工事店等の責務)」と「等」を加えます。同条中に、「同条第2項ただし書」を「同項ただし書」に改め、同条に、後段として「第8条ただし書の規定により市外指定事業者が排水設備の新設等の工事を行うときも、同様とする」を加えます。

第8条の7の見出し中、「(責任技術者の責務)」を「(責任技術者等の責務)」と「等」を加え、同条に、後段として「市外指定事業者が当該指定を受ける際に排水設備工事に関し技能を有する者として選任されている者が、第8条ただし書の規定により排水設備の新設等の工事を行うときも、同様とする」を加えます。

別表です。別表第7中、「責任技術者の再登録」を「責任技術者証の再交付」に改めます。

国分寺市水洗便所普及条例の新旧対照表をお願いしたいと思います。第10条第1項中、「第8条」を「第8条の2」に改め、同項に「ただし、条例第8条ただし書の規定により工事を行うときは、当該工事

を行う事業者が施行する」を加えます。

附則としまして、施行日は公布の日を予定しております。

説明は以上になります。御審査のほど、よろしく願いいたします。

- 中山委員長 説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。
- 寺嶋委員 説明ありがとうございます。一点確認させていただきたいのは、市外指定事業者のほかの市町村といった部分の、ほかの部分といわれるところの制約みたいな部分はあるんですか、そこだけ確認させてください。
- 野口下水道課長 そういった制約は特にございません。
- 寺嶋委員 分かりました。ありがとうございます。そうですね、かなり柔軟に対応していくためのやり方だと思うので、そこが指定されていたら実際はうまくいかないと思ったので、そこだけ確認させていただきました。ありがとうございます。
- 中山委員長 ほかにございますか。
- はせべ委員 今回の寺嶋委員の御質疑の関連で確認させていただきます。今回、国分寺市が条例を改正しますが、他市も同じように、こういった形で改正を行っているという状況でしょうか。
- 野口下水道課長 委員のおっしゃるとおりでございます。
- はせべ委員 ありがとうございます。近隣になるのかもしれませんが、そうやって相互で協力し合いながら対応していただくというのは、とても有効かと思いました。
- 中山委員長 ほかに質疑のある方はいますか。
- 久保副委員長 中山委員。
- 中山委員 責任技術者になるのですよね。責任技術者について、今まで、1人1現場だというのが、国が言うには、これがアナログ規制だということで、営業所ごとに1人いればいいと。今までは、1人1現場でインフラ設備の工事の質を一定担保していたんだと思うんですけど、その辺は、今回このように改正されることになって、どのように担保されるのか教えてください。
- 野口下水道課長 最近ですと、電子媒体でその場にいなくても現場が見えたり、図面の確認もできるように今の現場ではなっておりますので、そういったもので工事の質を担保していこうとしております。
- 中山委員 市としての取組は何かないのですか。市として質を担保するような取組というのは、特にないわけですね。工事があって、指定されている業者が施工して完了を届け出て、最後に検査はするのですか。それで、きちんとできていればいいよということなんですね、確認の答弁をお願いします。
- 野口下水道課長 工事の現場は、今、委員がおっしゃったとおり、完了すればこちらが検査へ行きますので、駄目なものはやり直しとなります。そういったことで、工事の質を担保しているところでございます。
- 中山委員 そうすると今後は、現場によっては責任者が現場に1回も行かないようなこともあり得るということなんですか。
- 野口下水道課長 責任者の方が現場に行かないというのは考えづらいですが、作業中のことだと私どもは見えないので、そういったこともあるかと思えます。
- 中山委員 仕組み上、必ず現場に1回は行かないと駄目だよというような規定も特にないわけですね。うなずかれていますのでその点は承知しましたが、今度の責任者の部分は災害云々ではなくて、常時こうなるわけですね。アナログ規制の撤廃ということなので、こういう変化がある中で、事業者としては、やりやすくなるというのは分かるんですけども、工事の質がきちんと担保されるのかということところは一定

不安があるなと思って質疑させていただきました。終わります。

○中山委員長　ほかに質疑のある方。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長　以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○中山委員長　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○中山委員長　続きまして、**議案第33号 国分寺市立公園条例の一部を改正する条例**についてを議題といたします。

説明を求めます。

○岡沢緑と公園課長　本日は、議案審査に先立ちまして現地を御視察いただき、ありがとうございました。

それでは、議案第33号、国分寺市立公園条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本件は、西町パンダ公園を市立の公園として新たに位置づける必要があるため、条例の一部改正を行いたいというものでございます。

新旧対照表を御覧ください。本件は、国分寺市立公園条例別表第1の表内の国分寺市立西町高台ツバキ公園の次に公園の名称と位置を追加するものでございます。

続いて、A4判の説明資料を御覧ください。追加する公園の名称は西町パンダ公園、位置は国分寺市西町四丁目23番地8となります。南北に延びる弁天通りに面し、老人ホームの建設に伴う開発事業における提供公園でございます。

次に、名称について御説明いたします。当該地周辺の近隣に住まわれる方、また近隣の自治会に名称案の募集を行いましたところ、56件の応募がございました。そのうち最も多かった名称がパンダであったことから、西町パンダ公園という名称に決定してございます。なお、パンダが最も多かった理由としましては、現地にて御確認していただいたかと思いますが、パンダのキャラクターがついた複合遊具が設置されているということによるものと考えております。

当該公園の供用開始日につきましては、これまでの運用と同様に、第1回定例会本会議最終日の翌々日、令和8年3月25日を予定しております。

説明は以上でございます。御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○中山委員長　説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いします。

○寺嶋委員　先ほどはありがとうございました。パンダのかわいらしい遊具があって、名前も非常にふさわしいかなと思ったのですが、そのかわいらしいパンダがいなくなったりした場合、この名称はどうなってしまうのでしょうか、そこだけ確認させてください。

○岡沢緑と公園課長　なくなるというのは複合遊具がなくなるというようなことかと思われませんが、基本的には更新できるものは更新していくということで、残せるもの、あるいは継承できるものについては残すということだと思いますと、名称の変更は考えなくていいかなと考えてございます。

○中山委員長　ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

○久保委員　確認ですけれども、外に急に出不られるように道路に面した場所に柵もきちんとついてはいたものの、弁天通りに隣接している公園でもありますので、安全対策については十二分にいろいろな角度から考えていただいて、今後も注意していただきたいということをお願いしたいと思いますが、一言お願いします。

○岡沢緑と公園課長　確かに交通量の多い通りに面しておりますので、その辺の使用勝手を含め、今後も注視してまいりたいと考えてございます。

○中山委員長　ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長　以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○中山委員長　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○中山委員長　続きまして、調査事項に入ります。

**調査 環境施策について**を議題といたします。

担当より説明を求めます。

○坂本環境経営課長　よろしく願いいたします。それでは、調査事項資料1をお願いいたします。令和8年2月15日に実施したイベントの開催報告となります。目的、実施日時・会場についてはお読み取りください。

3番目に記載の参加者数・参加者層については、スタンプラリーを実施しておりまして、その回収した台紙の数となっております。なお、スタンプラリーに参加しなかった方がいたほか、台紙を出さなかった方もいたと推測しております。台紙の裏面に年代についてのアンケートを記載しており、それを集計したものをグラフと表でお示ししております。内容についてはお読み取りください。

続きまして、4番目の協力機関については記載のとおりでございます。なお、説明が必要なものとしまして、1のエコロジーオンライン&こくフェスについて、こくフェスは、例年5月に市内の各所で音楽フェスティバルを実施している方々になります。エコロジーオンラインはNPO法人になります。今年のこくフェスの運営の一部を担うと聞いております。なお、今年のこくフェスについては、環境を意識したこくフェスにしていきたいと伺っております。

6の東京ガス株式会社のメタネーションゲームは、電子パッドを使用したゲームとなっております。二酸化炭素と再生可能エネルギーで生成した水素から、都市ガスの主成分であるメタンを合成するという一連の流れをイメージしたゲームというものでございます。

当日の様子は、掲載した写真を御覧いただきたいと思います。

参加者からの声としまして、立ち寄りやすさ、参加しやすさ、体験を通じた学びの声をいただきました。協力機関からは、幅広い世代に体験してもらったこと、リオン広場を利用する未就学児の参加が多かつ

たという声をいただきました。

7番目は今後の展開でございます。多様な主体と連携を図っていく考えでございます。直近では、5月に予定されているこくフェスでの連携を目指して進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○中山委員長 説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○寺嶋委員 御説明ありがとうございます。参加者に関して質疑させてください。20～30代が45人で全体の20%弱と、かなりいらっしゃっているのかなという印象を受けるのですが、こちらの内訳といたしますか、内容といたしますか、そういった部分は分かりますか。例えば、親御さんが多かったとか、大学生が多かったとか、分かる範囲で伺いたいです。

○坂本環境経営課長 ほとんどが子育て世代で、親子連れでの参加というような状況でございます。

○寺嶋委員 ありがとうございます。となると、40～60代も似たような感じで、それで、未就学児とか小・中学生の人数から見るとそういった形なのかなと、分かりました。

となると、懸念といたしますか、よく陥りがちな状況として、そのほかの環境系のイベントも割とそうなる傾向にあると思うんですけど、エコーチェンバー、参加者が固まっていつもの人であったり、似たような考え方の人たちばかりが集まって、本当は外にどんどん広げていきたいようなイベントなのに、広がっていかないというようなことに陥りがちなのかなと思いますが、結構、子どもたちが来ていたということは、そこら辺から脱することができるような取組があったのかなという印象を受けます。

そこで、未就学児や小・中学生が結構来ていますが、ここに対するアプローチといたしますか、こういった方々がいっぱい来ていただけるようになったきっかけとか仕組みがあれば教えてください。

○坂本環境経営課長 今回のイベントの内容としましては、脱炭素を中心にしておりまして、実際に体験・体感、ゲームとして楽しめる内容というのを企業、実施機関の協力を得て多く出展したというような状況でございます。シンプルに楽しみながら学べるといった点に興味を持って、今まであまりこういったイベントに反応してこなかった年代層、もしくは、人たちが来ていただいたというような手応えを感じているところでございます。

○寺嶋委員 ありがとうございます。実際に楽しめる内容だったのかなと思います。ただし、その楽しむに当たって、実際に参加してみないとその判断はなかなか難しいのかなと思っておりまして、そこで周知の方法とかでこれだけの人数を集めることができた何かしらのいい方法があったのかなと思ったんですけど、その部分で何か工夫された部分はありますか。

○坂本環境経営課長 チラシの配布という点では、市内の市立小学校全校へチラシの配布を行ったということが一つございます。その他、エックス、LINE、ホームページ等を広告媒体として使っていました。一番反応がよかったのは、実施機関からのコメントもございますが、リオン広場を利用しに来て、そのついでに楽しそうなことをやっているのだから参加してみたという方が、未就学児については多かったというような受け止め方をしてございます。

○寺嶋委員 ありがとうございます。周知の方法に関しては、いろいろな方法をやってみてうまくいった部分もあるかと思うので、引き続き、そういった部分は検証して、いろいろなところの参考にしていただければと思うのと、今、おっしゃっていただいたように、事前に行こうと思っているよりは、何となく来たら面白そうなものがやっていて参加するという層も一定数いらっしゃるかと思いますが、ぜひとも、そういった方々が参加しやすいような工夫といたしますか、リオンホールで行うに当たって、あそこの広場の前

でそのような形を見せるのに加えて、国分寺駅北口の通りに面している部分でも何らかそのような印象を持たせられるようなことをやれば、よりこういった輪が広がっていくと思いますので、これから、ぜひそういう検討もしていただければと思います。

○中山委員長　ほかに質疑のある方。

○脇村委員　ありがとうございます。個人的には、脱炭素もSDGsも私は反対なのですが、このイベントは、この資料を読む限りでは物すごく盛り上がり、若い方も、お子さんもすごく楽しんでくださったのかなということで、それ自体は本当によかったんじゃないかなと思います。

確認なんですけど、今後も脱炭素を中心に据えるという考えに変わりないでしょうか。

○坂本環境経営課長　市としましては、ゼロカーボンシティを表明しておりますので、脱炭素を中心に事業展開していきたいと考えてございます。

○脇村委員　ありがとうございます。若い方が楽しめるのであれば、かたくなに反対するものではございませんので、ぜひとも脱炭素、それからほかにもこういうものが面白いなというような意見とかがあれば、ぜひ吸い上げていただいて、若い方、子どもたちが楽しめるようなイベントをしていただけたらと思います。

○中山委員長　ほかにございますか。

○はせば委員　実は私も参加させていただいて、ゲームもほとんど参加しながら楽しんだというのがまず感想です。ゲーム感覚で環境を学べる機会というところ言えば、子どもたちもとっても楽しんでいますが、一緒にいる大人、親、保護者の方たちも、そこで理解してもらって、関心が出てくるといいなと感じました。6番目のいろいろなお声を読んでも、そのとおりだなと思いました。

それで、一点質疑なんですけど、今年度はこういう形でイベントを行ったということで、今年度が初めての試みだと思うんですけども、今後のこのイベントについて、こくフェスの団体の方は環境について実施するというお話もお聞きしましたが、ここは環境ひろばとは違う、環境ひろばと一緒に協働でやったわけではないんですけど、その辺の関係について、今後はどういう形でされるのかということ、もし決まっている方向がありましたら御説明ください。

○坂本環境経営課長　当日でございますが、環境ひろばで顔を合わせている何名かの方、5名前後が来ていたかと思います。市の考え方でございますが、方針としては、ゼロカーボン等を中心に据えて展開してまいります。これは前の建設環境委員会でも御説明いたしましたが、環境ひろばへ情報提供はしてまいりますので、御賛同いただいで一緒にやっていただければ、これは歓迎すべきことと認識してございます。

○はせば委員　今、情報提供をしていくというのは、この委員会でも御報告いただいでいるので承知しているところですが、こういったイベントを実施して、そのイベントの参加者が環境ひろばに来ていただいて、今まで活動している人と一緒になって、環境ひろばでいろいろな話合いとか、その後何か違うものに取り組むというような形になっていくといいなと思っているんですけども、そのような関わりは、担当課としてはやり切れないということでしょうか。

○坂本環境経営課長　今回のイベントについて、もう一つの違った角度から見ますと、様々な主体が顔を合わせるきっかけとして捉えております。どういった組合せで、どういったことができるかということは、今後の動きになってまいると考えております。出会いからどのような展開になるかというところは、現時点で予測し切れませんので、継続的にこういったものに取り組んで、関わるプレーヤーを増やしていきたい

いという考えでございます。

○はせべ委員 プレーヤーを増やしていくという御説明ですけれども、その方たち、プレーヤーが集まって、環境ひろばの人たちと一緒に活動するというのも考えられるのでしょうか。まだ今後のことは定まっていないかと思うんですけど、そういう関わり方もできるということでしょうか。

○坂本環境経営課長 未来については様々な可能性があるという捉え方をしておりますので、集まった方たちがどのような展開を広めていくかというのは、市としても関わってまいりたいと考えてございます。

○はせべ委員 分かりました。現時点での内容としては理解しました。

○中山委員長 ほかにございますか。

○対馬委員 ありがとうございます。4時間半で247人と大変多くの方々にお越しいただいて、大盛況だったと思います。

お伺いさせていただきたいと思っておりますのは、2ページの今後の展開のところですが、1つ目として、今後「パートナーシップの更なる充実・強化を図る」とあるんですけども、これを具体的にどこまで広げていこうというビジョンをお持ちなのかということをお伺いしたいです。

○坂本環境経営課長 こちらも、今回は本当に、まずはきっかけをつくったと、イベントとしてはきっかけをつくった状況でございます。この先、どのような展開になるかというのは、現時点で見通しを持つのは難しいと考えております。環境関係というのは内容が多岐にわたっておりますので、いろいろな実施主体が中心になって動けるような状況が生み出されれば望ましいというように担当としては考えているところでございます。

○対馬委員 分かりました。たくさんいろいろな形で開いていただいて、結びつきがあればどんどん広がっていくものだと思いますので、お願いします。

もう一つ、2つ目の段落のところの「機会を通じ、参加者同士や市民活動団体との交流を促し」とあるんですけども、これはあくまでそういう機会をつくって、そこでの交流を促していくことなのか、それとも、こういう機会を通じて、今後そういう結びつきができるようにサポートしていくということなのか、その辺りをもう少し詳しく教えていただきたいです。

○坂本環境経営課長 こちらも、将来どのように展開するかを現時点で見通すことは難しいという状況ですが、このイベントの当日に参加している事業者同士で名刺交換をしているような場面を目撃しております。そこからどのようなものが生み出されていくのか、この辺りで期待を持ちつつ関わっていきたくと考えてございます。

○対馬委員 ありがとうございます。ぜひお願いしたいと思います。特に参加者の数を増やしていくことに関しては、まだいろいろな可能性がある中で模索されているとは思いますが、であれば、そういった方々がホールドできるような仕組みも、ぜひやっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○高瀬委員 はせべ委員の先ほどの御質疑と関わる場所なんですけれども、これまで調査事項の中で、環境ひろばについて様々御報告もいただき、今後の提案というか、こうしていきたいんだということもお聞きしてきたところです。今、要綱に基づいている環境ひろばの皆さんは、団体ではないので自走と言われても困るんだというようなこともおっしゃっているわけなんですけど、そのような中で、課長のほうからは裾野を広げていきたいと、ゼロカーボンについて、2030年が近づいているので様々関心のある人を広げ

ていきたいということでの御答弁をいただいていたと思います。そのような中で、今回のような事業者と市民の方が集まって、イベントではありますけれども、自由に意見を言ったり、あるいは、子どもたちが本当に楽しそうに体験している場も拝見しましたけれども、今後、このような場を環境ひろばと呼んでいくのでしょうか。いろいろなイメージが多分あるんだろうということで、今まで御答弁いただいていたけれども、このような企画を幾つもやっていくことで、発意のある人がいれば、そこを支援していくというようなイメージかと思ったんですけども、その辺、これが環境ひろばなのかの整理をさせていただきたいので、御答弁いただきたいと思います。

○坂本環境経営課長 12月の議会の調査事項の中で、詳細についてはやってみないと分からないところがあるので走りながら考えます、というような御答弁を差し上げた記憶がございます。今回、イベントをやってみて、またこれは違った観点で、今、生まれているところです。従前からの会議形式での意見交換というのは歴史がありますけれども、今は違うやり方をいろいろ試していきたいというような考えを持っております。今回は、未就学児が私どもの予想を上回り、なおかつ、実施機関も予想を上回って参加が多かったです。小学生中心を最初にイメージしていたんですけども、立地によっては、こういったものが大きく変わってくるということも実施してみて分かったようなところがございます。姿勢としては、走りながら考えていくというところは変わりがございます。様々な可能性を潰すことなく、その可能性は芽として関わっていききたいですし、育てていくというところとちょっとおこがましいですけども、大事にしていきたいと考えてございます。

○高瀬委員 環境ひろばってどういうものなのか、イメージされているものがどういうものかというのは、今、恐らく、走りながらという中では、探りながらやっていくのかなというようにお聞きしたんですが、そのようなイメージでよろしいんですか、受け止め方として。

○坂本環境経営課長 画一的な考え方ではなくて、イベントで新たな新規の方を呼び込んでいく、ここでも市民及び事業者の意見交換というのは実際に行われておりますので、こういったものも意見交換の貴重な場として捉えていきたいと考えてございます。

○高瀬委員 そうすると、これからイベントのようなものも開きながら、それも環境ひろばということでもやっていくということですか。それとも一方で、今まで続けていた要綱に基づいている環境ひろばも、ひろばということで、それでよろしいですね。そこがうまく連携できるようにしていきたいということでもよろしいのでしょうか。

○坂本環境経営課長 様々な可能性は潰すことなく育てていきたいと考えておりますので、未来に向かって、環境施策というのは、基本で言いますと、できることをやっていけばいいと捉えております。強制されてやるものではなくて。なので、こうでなければいけないというような画一的な考え方ではなくて、おのおのができることをやっていくというような状況がゼロカーボンを進め、ひいては環境施策全般の推進に関わってくる重要なことであると、このような認識を持っております。

○高瀬委員 その考え方というのは理解できるところであります。何が引っかけかということ、環境ひろばというものをどうするかということがある中で、このイベントのようなものもやりながら進めていくんだということで、環境ひろばというものがどういうものなのかというのが、ひろばでなくても企画をしていくというような話なのかなと受け止めます。ただ、それも今後やっていく中でいろいろな形が出てくるというのも分かりますので、そこは必要なものだと思います。あと、市民の方から発意があったものとか、事業者からの御提案を受けて進めていただきたいと思っています。

一方で、今まであった環境ひろばということで集まってくださっていて、20年近くやってくださっているひろばというものも、これからまた可能性が見いだせるものだと認識した場合に、それはなくすのではなく、続けていっていただきたいと思っています。ただ、そこにどのように行政として関わっていくかというところが問題になっているのかと思いますので、そこについては、3月15日に話合いがあるとお聞きしています。丁寧に話をしていただき、今後について何らか見いだしていただけたいかなと思いましたが、そこは要望させていただきます。御答弁だけいただいております。

○坂本環境経営課長　　これまでも御説明させていただいておりますが、進め方はいろいろあると考えております。会議形式で意見交換をすることについて、それを否定する気も全くございません、それはもう進めていただきたい。考え方としましては、ある程度今まで蓄積があって、できる方たちについてはできることはやったださいというような意味合いで自走という言葉を使いました。これは12月議会の中で私が述べさせていただきました。市のリソースは限られているものがございますので、できることはやっていただきたい。一方で、会議形式では新規開拓というのはなかなか難しいという捉え方をしております。そのため、新規開拓については、イベントなどできっかけをつくって関わる人を増やしていくと、これも今まで御説明してきた内容でございますが、そういったことを再度、3月の環境ひろば全体会で市の考え方としてお伝えしていく考えでございます。

○中山委員長　　ほかに質疑はございますか。

○久保副委員長　　中山委員。

○中山委員　　気になるのは、今、高瀬委員からも質疑があったように、今後の環境ひろばについてです。先ほど高瀬委員から、今回のようなイベントをひろばと呼ぶのかという質疑に対しては、そうでもないし、そうだとも言っていないしという答弁だと思うんです。まだ、これからどういうものにしていくかは今も模索中だということだとは思いますが、いいか悪いかということは、さておき、今までひろばはあったわけです。今までの形式でやってきたひろばはあって、今後、市はその形式ではやらないよということとはもう明言しているという中なんですけども、今後の4月以降の環境ひろばはどのように市は設置するのですか。条例に基づいてやっていくという答弁もあります。そのように説明もされている中で、環境ひろばをどのようにするのですか。市としては、条例上で場所を設置する、つくるわけですね。それは、どのようにつくっていくのか教えてください。

○坂本環境経営課長　　こちらにつきましても、4月以降の予定につきましては、現時点では未定という御説明をさせていただいております。

では、いつ、どのような形でということところは、これも今まで御説明してまいりましたが、今は、まず関わるプレーヤーを増やしていきたいと考えます。関わるプレーヤーが増えてきたところで、何らかの形の開催を考えていきたいと思えます。それを会議形式で開催するのか、もしくはオープンハウスのようなイメージで開催するのか、開催の形式というものはいろいろあると思えます。条例に位置づけてあるのは、自由に意見交換をする場となっておりますので、どのような形で開催をすれば、関わりを持ちたいという方がより多く参加できるのか、繰り返しの答弁になりますが、走りながら考えていくというような方向性を持っているところでございます。

○中山委員　　とはいえ、2030年のゼロカーボンの目標というのがあって、時間としては、もうすぐそこに迫っているわけですね。それに向けての取組も一方で求められているという中で、プレーヤーを増やしていくことについては、5月にはこくフェスとの連携と先ほど説明がありましたけども、何年間の予定みた

いなものは計画されているのでしょうか。

○坂本環境経営課長　今、確固たる年間予定が立っているかといいますと、5月のこくフェスと連携していく、ここまでになります。

この後、次の手だてとして考えているのは、今回、みんなでちょこecoぶんじDAYのイベントに参加した実施機関等ございますが、こちらと開催後の意見交換というものは恐らくしていくことになると思います。その中で、今後はどのようなことができるのか、どんなことだったらどういう対象者を呼び込むことができるのか、次を考えるような意見交換をしていく予定でございますので、これも走りながら考えるということに類するものになるんですけれども、実際に今回イベントをやってみて、次をどうするかというのは、ここから考えていくというような予定をイメージしてございます。

○中山委員　何ら、そういうものを否定しているわけでもないし、分からなくないわけでもないです。分かってはいるんですけど、ただ最初に言ったように、求められているスピード、規模等々に対して、どういうふうに市が取り組んでいくのかということも重要だと思うんです。市だけの取組でないということもあるんで、相手方もいることなのでということはあるんですけど、今、答弁いただいた、この、ちょこecoについての感想を聞きながら、次回に向けての懇談をしていくというのは、私もそれは大事な取組だと思うんですが、そういうのも含めて、日程が明らかになって、こういうタイミングでやっていきますと分かったほうが、より説得力につながるのかなというふうに思うんです。

イベントを開催していろいろなプレーヤーを増やしていきたい、それは私も分かります。大事な取組だと思います。でも、それをどういうテンポで、タイミングでやっていくのかということまでは、走りながらなので分からないということなんですよね。

今までは、分かりやすく月に1回というのがあったわけです。要綱を変えると閉会中の中でもありました。

会則。要綱。月1回は会則のほうか。それでは市は関わらないですね。失礼しました。

ただ、今までの環境ひろばの場がそういう形であった中で、今、一定、イメージは、今までよりもクリアになってきたところではあるかなと思うんですけども、もうちょっとこの規模というかタイミング、その実施する時期を明確に言えるような取組になっていくといいかなと思いますし、そうしていかないと、ゼロカーボンの中間目標に向けての取組として間に合わないというか、そういうことを心配しているんですけども、その辺、目標に合わせた取組のテンポにしていくということでは、どうなんですか。どういうふうになっていくのか。なかなか難しい質疑をしているとも思っていますけども。

○坂本環境経営課長　市民全体の行動変容というのは非常に大きなうねりになりまして、一朝一夕に動くものではないというような捉え方をしてございます。考え方としては、これも繰り返しになりますが、イベントはいいきっかけになると考えてございます。そこで関わるプレーヤーを増やしていったら、その人たちから、いわゆる横展開というやつですね。

今回の、ちょこecoについても、面白かったので、参加された方はこの体験をいろんな人に話すと思います。声としても出ておりましたが、電気を発電することは結構な労力を要するということも、実体験として広く伝えていっていただきたいと思います。こういったことの地道な積み重ね、これが最終的には大きな行動変容につながっていくものと捉えてございます。

立て続けにイベントを打ち出せば、これは理想的だとは考えるんですけども、事業者と意見交換をする中で、こういうものやっつけていきたいというふうに自発的に盛り上がっていくと、そのイベントなど

の試みは生きたものになると考えております。何月にイベントを予定しているのです、その日に何か企画を出してくださいというような事業者とのやり取りというのは、なかなか、本当に盛り上がっていくものにはなりづらいというようなところは、この2月15日のイベントにこぎ着けるまでのやり取りで、実感しているところがございます。なので、市の考えは変わらないです。ゼロカーボンをより広めていくために、どうしていくかというところについて、事業者、もしくは、実施機関とも共有しているものでございますので、あとは、そのやり方をどうするのかというところを、順次具現化していくという作業になってまいります。

○中山委員　最後に、指摘で終わりますけども、今、答弁がありましたように、市民全体の動きは一朝一夕でいかないと、それはそのとおりでと思います。こういう地道な積み重ねが大きな動きにつながっていく、それもそうだと思うんです。その地道な積み重ねをどうしていくかというところだと思うんです、私は。それを、今のペースでいいのかというところの指摘をさせていただいたわけであります。

大きく広げていく取組というところで、最初に言ったように、今のこの取組を否定しているつもりは全くありませんし、こういったイベントで関わって、そこから意識を持ってもらうという取組も、この間に答弁もありましたように、私もそういう取組も大事だと思っておりますので、ただ、そういう取組のペースとして、ちょっとどうなのかな、これでいいのかなというところがあったので質疑をさせていただきました。

今回の取組に向けての事業者とのやり取りの中で、なかなか日にちを市が設定していくと、ちょっとどうなのかというようなことも分かったというような答弁だったと思います。その辺を含めて、そういったやり方もそうですし、それ以外のやり方もあるのかというところも含めて、いろいろ、また今後も検討が必要だなと私も感じましたし、こういう取組を広げていく方向で、私もいろいろ考えてはいきたいというふうに思っております。

○中山委員長　ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長　では、質疑がないようですので、終了いたします。

調査事項、環境施策については引き続き調査することとし、継続といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中山委員長　御異議なしと認め、継続と決しました。

10分程度休憩したいと思います。

午後2時26分休憩

午後2時36分再開

○中山委員長　それでは、委員会を再開いたします。

————— ◇ —————

○中山委員長　続きまして、報告事項です。

報告事項1番　国分寺市住宅マスタープランの改定について、報告をお願いいたします。

○加藤まちづくり部長　それでは、国分寺市住宅マスタープランの改定について、御報告をいたします。

資料は2点、提出させていただいております。資料No.1－1は、現行計画の達成状況、そして資料No.

1－2は、アンケート調査の結果概要になります。今回につきましては、この2点について、御報告をさせていただきます。

まず、資料No.1－1を御覧ください。

現計画におきましては、成果指標が61ございまして、そのうちで達成が50、未達成が11といった状況になります。未達成の取組につきましては、この表の中央付近、達成状況の欄が黒くなっているものになります。

主なものについて御説明をさせていただきたいと思っております。

2ページをお願いいたします。

2ページ、11番、ファミリー向け住宅の誘導の方策の検討です。こちらにつきましては、現状、集合住宅のうち半数ほどが確保できているといった状況でございまして、補助までしてファミリータイプを誘導するほどでもない、このようにも考えられまして、特に有効な方策が見いだせなかったといった状況でございまして。

飛びまして、6ページ、48番、空き家・空き地の適正な管理に必要な措置の検討・実施です。空き家自体が増える傾向にあるところが避けられない中、目標値100%の達成は非常に困難といった実情がございまして。実質的には、管理不適正な空き家の数は減るぐらいに抑え込んでいる状況でございまして、成果のほうを上げているといった状況と考えております。

続いて、50番、51番、空き家バンクの推進になります。不動産の流通環境のほうが整っている都市部におきましては、空き家バンクの利用が多くないというのは、やむを得ないといったところがございまして。未達成とはいいまして、少ないチャンスを確実に物にできているといった状況があると考えております。

53番になります。住宅リフォームの支援の必要性や内容の検討といったところになります。需要はもちろんございまして、配慮を要する方のためではない補助等の支援の必要性はあまり高くないと、このように感じる中で、なかなか検討のほうが進まないといった状況でございまして。

その他もろもろ、こちらのほうで検証結果を出させていただいております。この結果を参考にしながら、次期の計画における施策の展開や推進の取組を検討していくといったことになります。

現行計画の記載の取組の中には、国分寺市都市計画マスタープランや国分寺市緑の基本計画等、ほかの計画と重複するものも数多く存在しておりますので、住宅マスタープランにこそ必要となるものを精査していく必要があると考えております。

続きまして、資料No.1－2をお願いいたします。こちらにつきましては、1から5ページまでが、無作為抽出3,000人に対する住宅に関するアンケートになります。そして6、7ページが空き家・空き地所有者の289人に対するアンケート、そして8、9ページが分譲マンションの管理組合等206件に対するアンケート、このようになっております。設問数が非常に多いため、項目ごとに特徴となるものをピックアップしているといった形で表記させていただいております。

それでは、結果概要の主なものを御説明させていただきます。

まず、2ページを御覧ください。

(2)の居留意向になります。定住意向のほうは約8割と非常に高く、また住替えに当たりまして重視することは、通勤や生活の利便性、このようになっております。そして40代では子育て環境、60代では、医療・福祉施設の利便性、こちらのほうを重視しているといったところが見てとれます。

(3)の住環境におきましては、生活利便性、交通利便性、自然環境の豊かさ、防犯・防災の満足度が

高く、また道路の安全性や娯楽施設について満足度が低いといった結果になっております。

続きまして、4ページを御覧ください。

(4)の住宅ストックになりますが、こちらからは居室の快適性や耐震性、耐火性の満足度、こういったものは高いものの、環境性能、バリアフリー性能のほうの満足度は低い。そして、防犯対策や省エネ化といった環境対策、それから耐震化につきましては非常に費用がかかることから、実施率が低いといった結果になってございます。

続いて、5ページをお願いいたします。

下のほうで(5)の地域づくりになりますが、こちらのほうでは、近所付き合い、地域コミュニティの充実、その満足度が約73%と思いのほか高いといった一方で、挨拶など最低限の関わりを望む層が約半数、それと一部の方との挨拶やコミュニケーションを望むが約4割と、交流意向のほうはあまり高くなく、こういったこともうかがえるといった状況でございます。

続きまして、空き家・空き地所有者のアンケートのほうを御説明させていただきます。7ページをお願いいたします。

まず、空き家になりますが、分布としましては、市内の住宅地に広く点在しているといった状況でございます。

そして、管理状況といたしましては、建物は一見した外観では異常がない、こういった物件が多いんですけれども、屋根、外壁、工作物と、部分的に劣化が見られる、こういったものが3から4割程度ございまして、特に雑草の繁茂におきましては半数以上で見られるといった状況でございます。

利用実態といたしましては、荷物置きとしていることが多く、所有者が訪問していない空き家が約3割あるということで、非常に懸念されるところでございます。

また、内部の状態といたしましては、良好との回答が約7割あります。一方で、旧耐震が5割以上、不明や無回答のほうを含めると約9割弱となっておりますので、こちらの活用に当たりましては解決が必要な課題も多くあると、このように感じております。

なお、空き地につきましては、全く利用していないが約7割となっておりまして、売却意向が約5割あるといったところから判断しますと、決断のほうを早くしていただければ多くが問題解決できるのではないか、このように考えられます。

最後に、マンションの管理状況に関するアンケートになります。9ページをお願いいたします。

組織運営（管理組合・運営体制等）に関しましては、管理組合や理事会が組織されて、総会のほうも大半では開催されておりまして、多くは問題がないと言えるレベルだと思います。

建物（資産）管理に関しましては、点検・保守が一定なされておりまして、長期修繕計画のほうも約8割で作成されているといった状況で、安心できる要素が多いといったところでございますが、近年の物価、また人件費の高騰を考えますと、今後はより厳しい状況になることが懸念されるといったところでございます。

今回の住宅マスタープランの改定に当たりましては、空き家等及び空き地対策計画、そしてマンション管理適正化推進計画を含んでの改定を予定しております。アンケート結果につきましては、おおむね想定した内容と、このように感じております。

この後は、さきの現行計画の検証結果、それと基礎調査の結果を含めて参考にしながら、計画の方向性と施策の展開や推進方策の整理、検討を進めてまいります。できるだけ分かりやすく、実効性のある計画

に仕上げていきたいと考えております。

報告は以上になります。よろしくお願いいたします。

○中山委員長 報告が終わりました。質問のある方、挙手にてお願いいたします。

○寺嶋委員 御報告ありがとうございます。ちょっと多めになってしまうので、優先順位が高い順番からやらせてください。

まず、資料No.1-1の6ページと、資料No.1-2にも付随するんですけど、空き家の部分に関して、全体的に確認させていただきたいのが、そもそもこの空き家・空き地の持ち主が市内在住であるか市外在住であるか、これらの割合とかが把握できているでしょうか。

○加藤まちづくり部長 申し訳ありません。今、資料がございませんので、確認をさせていただければと思います。

○寺嶋委員 分かりました。ありがとうございます。じゃあ、そちらは後に回させていただきます。

○中山委員長 寺嶋委員、後というのは、本日ですか。

○寺嶋委員 本日、確認はできますでしょうか。本日いただけるというようなことで、後でいただければと思います。

では、一旦そこを飛ばしまして、資料No.1-1の2ページのところにある、11番のファミリー向け住宅の誘導の方策の検討というこの取組に関して、ちょっと分からなかったのが、こちらの目標値の設定は単年度の数値なのか、それとも現状値や実績値に記載があるように、複数年度の平均値を目指しているのかが読み取れず、分からなくなってしまったので、確認させてください。

○加藤まちづくり部長 マンション等が建つことはそんなに多くもないので、基本的には平均値で見えています。その年によって非常にばらつきが出る可能性がありますので、平均値で見えていくほうが適切かと考えております。

○寺嶋委員 分かりました。となると、この目標値に関し、目標値と照らし合わせるのも平均値になるという理解をさせていただきます。

その上で、コメントのほうに記載いただいている、この集合住宅でファミリー向けが伸びないと。戸建て分譲地も含むと結構な割合であるということなんですけど、こちらの課題というのは、やっぱり集合住宅になると活用できる面積に限りがあって、そこはかなり複数が密集することによって、ファミリー向けのような広さは担保できない。よって、このような形になってしまっているのかなと思ったのですが、そういった認識でよろしいでしょうか。

○加藤まちづくり部長 こちらは事業者の判断になりますので、何とも言えないところでございますが、目的がどういった方をターゲットにするかだと考えますが、ワンルームのほうが回転率も高いので利益率が高い可能性はあります。ただ、建てる時とかに関しましては、ファミリータイプのほうが当然しっかりしたものを建てる必要がありますので、お金もかかります。こういったところの事業バランス等を考えた上で、その立地等も考えて、事業者も判断しているといったことだと考えております。

○寺嶋委員 ありがとうございます。そういったことなのかなと私も思っていたので、状況に関しては理解いたしました。ありがとうございます。

もう一点だけ質問させてください。

こちらは、資料No.1-2になるんですけど、これの住環境に関して、定住意向が約8割と高い中で、市民の評価と要望とかを見させていただくと、娯楽・レジャーに関する言及がちらほらと見れまして、こ

の娯楽・レジャーの不足、充実が低いみたいな形の意見をいただいているんですけど、果たして現実的に国分寺市において、この娯楽・レジャーをしっかりと充実させていくことは、私は無理だと思っているんです。ここでどう言えるか分からないですけど、こういった部分に関してしっかりと拡充していくよりは、そのほかに比重を置いていったほうがいいのかなどと思っているんですけど、そこに関して、市としての見解などありますでしょうか。

○加藤まちづくり部長　私のほうで全てお答えできるかどうか分かりませんが、国分寺市については、良好な住宅都市といったところを目指しているところで、緑を合わせた自然環境豊かなところ、そういったところが現状の売りであり、あとは、交通利便性といったところがあります。そういった中で、極端なレジャー施設とか、そういったものを求めていくかということ、正直、方向性としては違うかなと思います。ただ、今後のまちの価値を上げていく中で、必要性があればそういったことも考えることがあるのかもしれないですが、現状としては、そこまでではないと思っております。

○寺嶋委員　ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います、本当にまちの価値を上げるために、こういった部分も必要なのかもしれないんですけど、ひょっとしたら、ここの部分というのは、本当に広域連携的な形で何らか取り組んでいくことによって、大きく見て価値を上げていくというやり方が現実的なのかなと、私は思っておりますため、そういった部分、改めて整理しながら、こういった部分は進めていただければと思います。

○加藤まちづくり部長　お時間いただきまして、ありがとうございます。先ほどの所有者が市外か市内かの件でございますが、大変申し訳ありません。所有者の状況については統計的にまとめている状況なので、正直、数自体は分かりません。ただ、市外に住んでいる方も多数いらっしゃいます。

○寺嶋委員　ありがとうございます。その部分は、数値でいろいろ見ながらやっていったほうが、この問題の解決の一つの大事な参考情報になるかなと思いますので、まとめられる範囲でまとめていただけたらと思います。もう一つは、やっぱり市外の方々が実際多いとなると、そういった方々とコミュニケーションを取る、そういった方々にアプローチをかけるといったことは結構大変なことだと思います。そういった部分も含めて、何らかのそこに対する策であったり、例えばリモートでの相談とか、そういったフローみたいな部分について、現在、整備されていますでしょうか。

○加藤まちづくり部長　まず、所有者を確認すること自体が大変なことがあります。登記簿どおりの御住所に大抵はいらっしゃらなかったりいたしますし、相続が発生していれば多くの方に分かれているといった状況の中で、一つ一つ解きほぐしながら、まずは郵送等で御連絡をさせていただいて、電話番号等が手に入れられればお電話等を、さらに状況がひどくなった場合につきましては、所有者のお住まいの現地までお伺いしてお話をさせていただくといった形で、今、対策をさせていただいているといったところが実情でございます。

○寺嶋委員　ありがとうございます。本当に大変な部分かと思っておりますけれども、そういった中で、実際にお伺いする。そして何らか糸口が見えた際に、リモートとかで相談を受ける環境構築などを、ぜひとも進めていただければと思います。

あと、ちょっと不勉強で申し訳ないんですけど、そういった空き家問題というものが全国的にあらゆるところで発生してくるとなると、空き家をどうにかしていくかといったところで、自治体間のネットワークみたいな部分をより今後は強化していくといいますか、それぞれの自治体で、こっちでそちらの自治体にいる方の空き家でこういう状況がありますというのを、お互いに情報をつなげていけるようなものがで

できれば、そういった部分の課題解決の糸口にはなるのかなと思いました。ただ、これは、国分寺市単体でできる話じゃないということは十分承知しているので、まずは、特に市外の方、なかなか連絡の取りにくいような方々への定期的な接触を可能にするような方法は、引き続き検討いただき、取り組んでいただければと思います。

○中山委員長　ほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

○はせべ委員　よろしくお願ひします。

このアンケート結果と事業の評価ということについて、報告をお伺ひしました。細かいところではなくて、今現在ある住宅マスタープランを平成29年に策定したときにもアンケートを取られていて、今回もしたということです。詳細でなくても構わないので、前回もいろんな課題ということが挙げられていて、今回、アンケートをして、いろんな評価がある中で、どういったところが今の時点の特徴というか、ここはやっぱり力を入れていかなきゃいけないというふうなところを感じているとか、課題にしているところがありましたら、マスタープラン作成ということではなくて、今の進捗状況について、担当課としてどういうふうに感じられているかということをお聞かせ願ひできないでしょうか。

○加藤まちづくり部長　前回の計画とベースになるところは大きくは変わっていないですけど、特に今回、先ほどもお話ししたとおり、空き家及び空き地対策計画、それからマンション管理適正化推進計画。空き家のほうにつきましては、もう既に現在進行形で、かなり問題が顕在化しています。対策を練っていかねばいけないということで、対策計画もこんな形での策定を予定しておりますし、マンションにつきましては、まだ国分寺市はそこまでではないですけど、大分、年数が経過して、この先、建て替え等が必要になってくるマンションが非常に増えてくることは予想されます。そこで修繕費や建て替えの費用が十分に用意できていない場合、これは空き家より非常に困難な状況が発生することが見込まれます。こういったものについて、今回の計画の中で少しでもできることはないか、こういったものをより探っていかねばいけない、こういったことを特に意識しているところでございます。

○はせべ委員　今、策定中なのに御説明いただき、ありがとうございます。

今、二つ、大きなところの空き家対策とマンションというところは、本当に大きな課題かと思っておりますので、行政が今後この計画で進められるところをしっかりとやっていただきたいと思ひ、今後の計画を見ていきたいと思ひます。ありがとうございます。

もう一点、今後の流れとしまして、前回の委員会でも御報告いただいたと思ひんです。中間のところでも市民に対しての意見聴取でしたか、そういった機会もあると思ひますけど、現在、決まっているスケジュール等があれば、教えていただきたいと思ひます。

○加藤まちづくり部長　スケジュール的に決まっているところは、まだはっきりはしていませんけど、最終的にはパブリック・コメントを通じて御意見を聞いていく形になろうかと思ひます。

○はせべ委員　ありがとうございます。

その前に、令和8年度の途中でも、市民に対してというところは、今後、決まっていったら報告いただけるということでしょうか。

○加藤まちづくり部長　今後、この検討の推移の状況によって、市民に聴くべきところがあれば、何らかの機会を使って、確認していくということはあると思ひしております。

○中山委員長　よろしいですか。

ほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

○久保委員　　すみません。御説明ありがとうございます。

先ほどの、はせべ委員と若干関連しているかもしれないんですけども、この住宅マスタープランのアンケートは、これは本当に、ある程度実態を把握するために、アンケート結果をまとめていただいて、御苦労だったなというふうに思っています。ありがとうございます。

その中で、資料No.1－2の最後の9ページなんですけれども、マスタープランとちょっと別の話になってしまいますけれども、防災関連です。私自身もマンション防災について、いろんな角度で気になります。そのためにはマンションを把握しないと、どういった状況なのか分からない状況の中で、この9ページには、耐震は新耐震が約8割というふうに、建物的にはそういうふうに言われており、また、未実施の状態が3%あるというところであるということです。要するに、耐震の管理のところの部分で、実際にこの新耐震というのは8割は大丈夫ですけれども、旧耐震で耐震補強が未実施のところは3%というふうに書かれてあり、また、大きな障壁が費用負担だというふうにも書かれています。

ただ、やはり大きな災害のときというのは、マンション総体が全面的に駄目になったというのは、過去の事例でもたくさんある状況なので、そこに対しては、ほかの部局になりますけれども、そういった情報共有であるとか、ちょっと上の項目になりますけど、マンションのコミュニティは約8割が存在しない、分からない、という実態もここで回答されています。そういった部分は、この住宅マスタープランとは少し話がずれてしまいますけれども、いろんな情報というのは、情報共有が可能であれば、展開していただけたらというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

○加藤まちづくり部長　　あくまで住宅マスタープランはマスタープランでありますので、まちづくり推進課だけで完結する計画ではございませんので、当然、関係各課と情報共有をしながら、今後の施策の方向、こういったものも検討していくといった状況でございますので、情報の共有のほうは図ってまいりたいと考えます。

○中山委員長　　ほかに質問のある方。

○高瀬委員　　資料No.1－1でお伺いしたいと思います。

委員会からのコメントにつきましては、この計画の策定に関する見直し検討委員会かなというふうに理解をしております。課長の皆さんが集まって議論をしていただき、このような形にまとめていただんだと思っています。

コメント欄を見ましても、すごく丁寧に書き込んでいただいているので、今後、検討が必要なところもあれば、さらに見直しをしていく必要があるところも多々あるんだというふうに見ております。

直接の担当の方が、ここの委員会にはいらっしやらないので、ちょっと申し上げにくいんですけども、例えば、2ページの16番から17番、18番は、高齢者民間賃貸住宅あっせん事業の推進、高齢者居住公的保証事業の推進、それから、住居入居等支援事業の情報提供の推進というあたりが、これまでも少し質疑をさせていただいたこともあるんですが、必要な事業だということは認識しております。ただ、実施できる体制は整っていたんだけど、利用実績はなかったというふうにコメントがあります。このようなことから、例えば、制度そのものが使いにくくなってしまっているのか、あるいは手続がちょっと複雑になっているのかなど、少し分析をしていただきながら、次の目標というか政策を考えるに当たっては、見直しをすることも必要なのではないかなと思うところなんですけれども、そういったところも含めて、住宅マスタープラン策定に当たっては、検討していくということによろしいのでしょうか。今、一部を取り上げてしまいましたけども、ほかにもあるかと思っています。

○加藤まちづくり部長　今回もこういった形で、現施策の検証をさせていただいております。その中で、成果が上がっていない、未達成ということではございませんけれども、こういったものについては、もちろん担当課のほうで、こういった成果を上げていくかというところは、ぜひ考えていただきたいというふうに考えております。

○高瀬委員　分かりました。

先ほど、御説明いただいた空き家バンクなども、非常に重要な施策だと思いますけれども、なかなか流通が進んでいる中では難しいというような御報告もあったところです。一つ一つ見ていくと、いろいろあるかと思いますが、ぜひとも次のマスタープランの見直しに当たっては、そういったところも含めて各部署で御検討いただくように、この場でお願いしておきたいと思います。

○加藤まちづくり部長　この後、施策の展開等を令和8年度に検討していくこととなりますので、そこでこういったものを推進する方策として挙げていくか、方策がふさわしい内容になっているか、そういったものも含めて、担当課と調整をさせていただきたいと思います。

○中山委員長　ほかに質問のある方。

○対馬委員　ありがとうございます。資料No.1-1のほうですね。現行計画成果指標実績一覧のほうでお伺いさせていただきたいというふうに思います。

一覧を見させていただいても、達成できているものが大変多くて、すばらしいなというふうに思います。

こういうものを見るときにいつも思うんですけども、達成したからいい、達成していないから悪いということではないと思うんです。当然、達成していないものにも課題があって、達成しているものにも課題があるというふうに思うんです。

例えば、方針1の1の西国分寺駅北口駅前エリアというものは達成されていますけれども、課題も結構いっぱいあったりして、それに対して、日々、大変御苦労いただきながら検討していただいているというふうに思うんですよ。そういったものというのを出していったほうが良いというふうに思っています。

つまり、この目標値が低いんじゃないかということをお願いののではなくて、ある程度具体的かつ高いところに目標値を置いて、それに対してどのようにアプローチしているのかということを見やすくするためにも、達成の見込みがある程度あるというところにしてもいいのでは。必ず達成できるだろうという課題ではなく、ある程度課題が見えるようにするような取組として、もう少しで達成の見込みがある、または、難しいかもしれないなというぐらいのところに挑戦していただくということが、一定必要なのかなというふうに思っているんですけども、今後の策定、改定をしていくに当たって、どのようにお考えなのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○加藤まちづくり部長　この指標の立て方とかも、正直難しいところはあるかと思いますが、先ほどもお話しさせていただいたとおり、今回、非常に多くの取組を挙げさせていただいております。住宅マスタープランとぴったり合致しているといったものと、合致していないものまで含んで、絡んだ形になっているという状況なので、これは、できるだけ整理をさせていただいて、本当に住宅マスタープランとして必要とするもの、ずっと追っかけていくべきもの、こういったものをしっかり設定をさせていただいて、当然、その指標とかもできるだけ中身に沿った形で、しっかり評価できるものを指標とさせていただいて、進捗といったものを十分確認できるような計画にしていきたいと思います、このように考えます。

○対馬委員　ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

おっしゃるとおり、指標を設定することが難しい部分があるというふうに思うんですが、そういったも

のが見えてくると、大変いろんな議論が出てくると思いますので、それが、きっと市民の方々にフィードバックされて、大変すばらしいまちになっていくのではないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

その上で、資料No.1-1なんですけども、委員会からのコメント、ほかもそうなんですけど、取組の継続を求めるといったことだったんですけど、何か具体的なコメントがあれば、この方針1の1について、何かあれば教えていただきたいです。

○加藤まちづくり部長 申し訳ありません。私のほうで、この点については、これ以上把握できておりません。

○対馬委員 最後、もう一点なんですけども、方針5の59について、お伺いをさせていただきたいと思うんですが。7ページです。

このまちづくり活動助成制度なんですけども、見込みが難しいということなんですけども、助成の要件に該当しないという状況ということで、具体的にどういったところで引っかかっているのか教えていただきたいです。

○加藤まちづくり部長 こちら、その次もそうなんですけど、まちづくり条例に基づく支援制度になっておりまして、まちづくり条例というのが、開発の基準等を定めているものになりますけれども、そもそもの制定のきっかけといたしましては、開発の基準等が画一的なもので、国分寺市に沿ったものじゃないところがあるということで、まちづくり条例をつくって、国分寺崖線区域等々、国分寺市オリジナルの基準を設けて、開発事業において町並みを誘導していくといった趣旨でつくられたものになります。

さらに、まちづくり条例の中では、地域ごとに、先ほどあった地区まちづくり計画というのがございまして、地域でまとまってこういった町並みに誘導していこうといったときには、地域の方々が協議会をつくって、そこでルールを決めて、そのルールにのっとって、まちづくり条例のほうで規制をかけていくといったことができるようなつくりになっております。結局、町並みの誘導ということは、要は規制をかけるといったことになりますので、非常にハードルが高いというか、合意形成を図るのも非常に難しいですし、多くの方の御理解を得なければいけない。中身についても十分に精査しなければいけないという非常に難しい検討をしなければいけないというところで、助成をしたりとか、アドバイザーを派遣したりとかといったことがそもそもの趣旨で、こちらの制度はできているところでございます。

ただ、名称としまして、まちづくりという大きなくりに見えますので、実際に御相談に来庁されても、ソフト的な面での御相談とかになりますと、基本的にはまちづくり条例の仕組みを活用する場合に適用させていただくものですよという形で、お断りをせざるを得ないといった状況がございます。

あくまでも、まちづくり条例はハード的なところでつくられておりますので、ベースとしてはそういった形です。ソフト的なまちづくりも最近が増えてはきてはいるんですけども、例えば、町おこしのイベントとかにこれを使えるようにするかというのは、十分に検証しないとできないかなと考えております。

○対馬委員 ありがとうございます。ソフト面の相談に偏ってしまっているということです。

この対象となっている、例えば、助成金の対象となる経費とかというものも全部一覧で出させていただいて把握をさせていただいているんですけども、この助成対象団体一つにつき、単年度20万円を限度として継続して3回まで申請できますということなんですけども、ちなみに、この3回までを超えてさらにまだやりたいよという団体の方っていらっしゃるんですか。

○加藤まちづくり部長 はい。まちづくりは時間がかかりますので、その後も継続して活動を続けるとい

う団体はございます。

とはいえ、際限なくずっとお支払いするわけにもいきませんので、3回までという形で区切らせていただいておりますので、こちらを受ける前に十分に計画を練っていただいて申請をいただくといったこととお話をさせていただいているところでございます。

○対馬委員　　もしかしたら、方向性ははずすわけにはいかないですけど、その要件そのものをある程度緩和することで改善できるのかなというふうに思ったものですから、質問させていただきました。

団体がゼロというのも寂しいことなので、そういった要件の緩和のところを、ぜひ御検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○中山委員長　　ほかに質問のある方。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長　　では、報告事項1番を終わります。



○中山委員長　　次に、報告事項2番 **国分寺市耐震改修促進計画の改定について**、報告をお願いいたします。

○加藤まちづくり部長　　それでは、国分寺市耐震改修促進計画の改定について、御報告させていただきます。

資料は3点になります。資料No.2-1は改定の概要になります。資料No.2-2は木造住宅の耐震化の考え方が変わっておりますので、その御説明の資料になります。それから資料No.2-3につきましては、改定後の計画の計画案の全文といった形になります。

まず、資料No.2-1をお願いいたします。

1の改定の方向性でございますが、基本的に現行計画を踏襲するものになりまして、目標値につきましては都の計画改定に合わせて見直す、この点が最も大きな改正点という形になります。

2の計画期間になります。こちらについては令和8年度から令和17年度までの10年間になります。

3の目標設定になりますけれども、こちら新たな目標は、これまで同様、都の目標に合わせて設定させていただいております。

裏のページをお願いいたします。

表1につきましては、現行計画の目標になりまして、真ん中の表2が令和17年度へ向けた目標になっております。表3が都の目標、このようになっております。

まず、現行計画の達成状況になりますが、表2の中ほど、令和7年度の現状の数字になります。こちらの数字が、上の表1の右側の目標に達していないといったところから、全分類におきまして、未達成といったことになります。

ここで、住宅のほうの現状値、こちらが表1の86.9%から表2の84.6%に下がっております。この理由について、御説明させていただきたいと思っております。

資料No.2-2をお願いいたします。

表1を御覧ください。

現行計画では、昭和56年の新耐震基準適用後の家屋につきましては、全て耐震性があるものとして扱っていたところでございます。今回の改定に当たりまして、東京都のほうで、木造の耐震基準を強化いたしました2000年基準、これ以前の木造家屋につきましては、一定割合で耐震性なしとして推計するといったこ

とに変わりました。これは熊本地震で新耐震基準の家屋でも倒壊が生じているため、考え方を改めたといったところでございます。

市も都の考え方に合わせたことから、表の木造部分の昭和57年から平成12年、この部分が減ってしまったために、耐震化率が減といった状況になっております。

表2をお願いいたします。右端が従来と同様に計算した場合の数値になっております。一番下の合計欄、こちら90.5%となっております。従来どおりの計算方法ですと3.6ポイントほど改善しているといった状況でございます。

資料No.2-1にお戻りください。

表2を御覧ください。併せて下の表3も御覧をいただければと思います。

住宅の目標につきましては、東京都と同じようにおおむね解消しているところでございます。それから特定緊急輸送道路沿道建築物につきましては、現行計画と同じ100%としております。

広域自治体である東京都につきましては、総合到達率という特定緊急輸送道路のネットワークとしての到達率を基にした指標を使っているところですが、市のレベルで採用することは難しいため、異なる指標となっているといった状況でございます。

その下の一般緊急輸送道路沿道建築物につきましては、令和7年度から本市でも助成制度を創設いたしまして、本格的に対策を始めたといったところでございます。高い目標ではございますけれども、東京都が令和17年度の目標値を設定していないので、令和12年度の目標値と同率の90%を目標値としております。

その下の民間特定建築物につきましても、東京都と同様、おおむね解消という目標としているといった状況になります。

以上が主な改正の内容になりまして、現行計画につきましては未達成という状況ではございますけれども、本市における耐震化は着実に進んできていると考えております。今後におきましても、本計画に基づくとともに、必要が生じたときには取組の拡充等を図りながら、地震発生時の被害軽減に向けて努めてまいりたいと、このように考えております。

報告は以上になります。よろしくお願いいたします。

○中山委員長 報告が終わりました。

○小泉建築指導課長 すみません。前回の定例会で、中山委員から御質問がありました、一般緊急輸送道路沿道建築物の対象件数等につきまして、補足で御説明いたします。

資料No.2-3、計画案の11ページにもございますけれども、対象件数は75棟となっております。

今年度の取組としましては、この75棟の所有者、管理者の方に郵送にて制度概要の資料を送付して周知を行うということとともに、アンケート形式で耐震化の意向を把握いたしました。

回答としましては、建物数として23棟分、約3割の回答を得たという結果になります。

なお、このアンケートを基にヒアリングを11件行っております。その11件につきましては、耐震化に向けて意向があるということを確認しております。

報告は以上になります。

○中山委員長 失礼いたしました。報告ありがとうございます。質問のある方、挙手にてお願いいたします。

○寺嶋委員 御報告ありがとうございます。

すみません。資料No.2-1の表に書いてある、このおおむね解消という概念が、いまいっつかみ切れな

かったので、もう少し教えていただけますでしょうか。

○加藤まちづくり部長　こちらのほうは厳密な決まり事はないんですが、ほぼ達成する、できれば100%といったところですが、それに果てしなく近づけていきたいといったところでございます。実質的には、もちろん95%を超えて、100%までの間になるろうかと思えますけれども、明確な数字というものがございませんので、申し訳ございません。

○寺嶋委員　かしこまりました。では、一旦イメージとしては、100%に向けて、95%は超えたいというものを、おおむね解消という目標であると、認識させていただければなと思います。そうでないと、すぐ申し訳ないですけど、抽象的で、どういう結果であっても達成になってしまうのではないかなと思ってしまったので、そこを確認させていただきました。

○中山委員長　ほかに質問のある方。よろしいですか。

では、以上で報告事項2番を終わります。



○中山委員長　次に、報告事項3番 **国分寺市下水道事業経営戦略の改定について**、報告をお願いいたします。

○野口下水道課長　よろしく申し上げます。報告事項3番、国分寺市下水道事業経営戦略の改定について、御報告させていただきます。

総務省より、各公営企業の経営戦略の策定、策定後3年から5年ごとの見直しを求められております。市は、公営企業会計に移行と同時に、令和3年度から令和12年度までの10年の経営戦略を策定しております。国土交通省からは、経費回収率の維持向上、経常収支比率の改善を記載することを求められており、これらの2点が補助金交付の要件となっております。今回、これらの要件を満たすための改定となっております。

経費回収率は、下水道使用料収入で汚水処理費を賄っているかになります。現在は、100%を上回っている状況でございます。

今後、物価高騰等の影響で汚水処理費が収入を上回った場合は100%を下回りますので、これを防ぐため、使用料の改定について記載をしております。

経常収支比率は、全体の収入で全体の支出を賄っているかになります。現在は、100%を下回っており、毎年度、単年度の欠損金が発生している状況でございます。経営上は赤字ということになっております。今後10年間で経常収支比率を改善させるため、全体の収益の増収が図れるよう、一般会計からの繰出金を徐々に増額する内容となっております。

事業への取組、方向性など、その他の内容は現行のものから大きな変化はございません。

期間は、令和8年度から令和17年度の10年間となっております。

報告は以上です。

○中山委員長　報告が終わりました。質問ある方、挙手にてお願いいたします。

○高瀬委員　すみません。何点かお伺いしたいと思います。

今、赤字になっているということの御説明があり、今回出していただいた下水道事業経営戦略（案）を読ませていただいております。その中で、やっぱり大事なことが書かれているなど思っています。

というのが、いろんなところに散りばめて書かれているのが、ウォーターPPPについて、令和9年度から管理・更新一体マネジメント方式の導入をしていくと。令和8年度はそのための発注支援業務の委託

を予定しているということがあります。

ここについてが、恐らく、補助金の対象になる部分だと思うんですけども、ウォーターPPPについては様々なランクがあって、自治体がどこを選んでいくかというものがあるということと、一方で、メリットがあるものの、デメリットというか、心配、懸念される部分もあると一般的に言われているんですが、その辺について、御説明をいただきたいなと思います。

○野口下水道課長　ウォーターPPPにつきまして、以前から民間の力を活用しろということでお話しはあ  
ると思うんですが、ウォーターPPPについては、下水道の維持管理から設計、工事などについて、民間  
に全てを委託するというふうな業務になっております。

段階がありまして、民間と協働して経営をして、支出が残った分ですとか収入が残った分について、支  
出に対して収入が残った分をお互いに分けます。もう一つ、一番上のランクとしましては、下水道使用料  
までを含めまして、全てを事業者のほうに任せてしまうというふうな段階になっております。

今、私どもで考えておりますのは、維持管理まで、全て民間のほうに委託できるような方向性で、考え  
ているところでございます。

○高瀬委員　今、下水道使用料まで任せるというのが、このコンセッション方式ですかね。PPPといっ  
てもいろいろ幅があるということで認識をしているところなんですけども、そうしますと、市として考え  
ているのは、レベル3.5の中の、何か3つぐらい分かれていると思うんですが、その中のどれに当たる  
んでしょうか。

一つは更新支援型というのと、あともう一つは更新支援型でもコンストラクションマネジメントを含む  
というもの、それから更新実施型というのがあるかと思うんですが、国分寺市の場合は、管の更新が主な  
ものになると思いますので、どこまで必要なのかなとも思います。御説明いただきたいと思います。

○野口下水道課長　委員がおっしゃっていただきましたとおり、維持管理が下水道課のほうはメインにな  
っておりますので、更新支援型ということで考えております。

○高瀬委員　今、御検討いただいているのは更新支援型ということですが、このPPPについては、今ま  
で、あまり御説明はなかったかなというふうに思っています。この資料を見て、ウォーターPPPが出て  
きたので、ちょっとびっくりはしているところなんですけども、先ほどの補助金の関係もあって、令和9年度  
には導入したいということは、一応、市としては決定をしているというか、その方向で進んでいるとい  
うことでしょうか。その辺の考え方を聞きしておきたいと思います。

○野口下水道課長　こちらのウォーターPPPにつきましても補助金の対象となっておりますので、この  
事業を進めていかなければ補助金がもらえなくなってしまいますので、事業を進めているところでござい  
ます。

また、ここで初めてお耳にする方もいらっしゃると思うんですが、令和4年からホームページのほうに、  
ウォーターPPPについて、下水道課と協働で一緒に考えていきたいと思いますという記載がたしかありました。  
それもしなければ補助金がもらえないということでしたので、令和4年度だと思いますが、すみません、  
少しうろ覚えなんですけども、市のホームページのほうには載せているところでございます。

○高瀬委員　令和4年度からホームページに掲示して、民間事業者に提案をしてもらうというものでしょ  
うか、今、おっしゃっているのは、分かりました。ちょっとそこまで確認ができていなくて、こちらも申  
し訳なかったかとは思いますが、民間事業者の提案を受けるというのも、今回、ホームページで確  
認はしているんですが、そこについて、この間、何らかの民間からの御提案はあったんでしょうか。

○野口下水道課長 特に民間からの提案はなかったです。

○高瀬委員 ここは、しっかりと信頼できる民間事業者と一緒にやっていくということが必要なのかなというふうに思っているところです。

民間に委託をすることで、先ほど課長から御答弁いただいた中に、余剰が出た部分については事業者と行政で半分ずつ分けることができるということも、このPPPの中に書かれていることなんですけど、そのことによって、例えば、少し品質を落としたりとか、そういったようなこともあるのではないかと、これは一般的なところで言われているんですけど、その辺についての御認識とか、あと、現在、国分寺市で行っていることと、PPPに移行した場合の大きな違いとか、その辺について、御説明いただきたいと思いません。

○野口下水道課長 先ほどの条例改正の部分とも重なるところもあるんですけど、下水道法のほうで、こういう行程でこうしなければいけないということは、もう決まっていますので、出来上がったところを検査します。なので、民間に委託して、その質が下がるということはございませんので、その辺は御心配いただかなくて大丈夫かと思えます。

今、現状で、下水道課のほうでは、公社のほうに設計から現場のほうまで委託しておりまして、今、考えておりますのは、公社のほうでやってもらえないかというところまで考えておりまして、現状から特に大きく変わることはございません。

○高瀬委員 今現在、公社のほうにやってもらっている部分が、このPPPでやるところと同じという認識でよろしいでしょうか。

○野口下水道課長 委員がおっしゃるとおりでございます。

○高瀬委員 分かりました。

やはり新しいことだったので、このことによって、何が大きく変わっていくのかというところを確認させていただきたいと思っておりましたが、大きく変わらないという、今と同じだということで確認いたしました。

それと、もう一点ですが、この資料の投資・財政計画も見せていただきましたが、料金収入については、令和10年度から大きく膨らんでいると思います。御説明の中にも、3%を見込んで、使用料をそこにのせていると思います。

それで、ちょっと分かりにくくて教えていただきたいんですけども、資料の6ページとか、7ページとか、いろいろと出ているんですけど、雨水総合管理計画を策定するということですよ。それに関連して、一般会計からの繰入金、現状得られていない部分があるので、それは10年間で一般財源から入れていくという内容ですよ。そのことと使用料の改定というのは関連するのか、その辺りを教えていただけますか。

○野口下水道課長 使用料と一般会計からの繰入金、繰出金については、細かく言ってしまうと関連するといえば関連するんですけど、先ほども御報告させていただきましたとおり、経費回収率、こちらに大きく係るのが下水道使用料ですね。経常収支比率、こちらに係ってきますのが一般会計からの繰出金になっております。これらを合わせまして、全体の収入と全体の支出で賄えているかということで、ここで使用料も絡んできますので、そういったところが関係しているということでございます。

○高瀬委員 経費回収率のほうで100%を目指していくというか、今も100%になっているんですよ。それを、なっているだけでも、下水道使用料の改定は行うということなんですか。

- 野口下水道課長 7ページの一冊下の表の経営改善に向けたロードマップ、こちらのほうに物価上昇による事業費の大幅な増加や、と書かれておりまして、流域下水道維持管理負担金、東京都のほうの負担金の処理単価の引上げが予定されているということで、これが経費回収率のところに係ってくるものなんです。これが上がってしまいますと100%を切ってしまいますので、使用料のほうで賄わなければならないということでございます。
- 高瀬委員 流域下水道維持管理負担金ですね。これが値上げをした場合に、経費回収率を100%にしなければいけない場合に、下水道使用料の改定を検討すると。
- 今回出していただいた資料では、令和10年度から使用料改定をした金額が載せられているわけなんですけど、そこについてはまだ決定ではなく、今後の負担金の様子だったりとか、あるいは物価上昇による事業費がどのぐらいの高騰があるかによって、どの段階でやるかは、まだ先を見ていかなければ分からないということでもよろしいのでしょうか。
- 野口下水道課長 今回、東京都のほうで、この流域下水道維持管理負担金の値上げについては、議案として提案されておりますので、これがもし成立されればかなり影響を受けますので、値上げについては、しなければならぬような状況でございます。
- 高瀬委員 その値上げは、今回、都議会の定例会で決定されるということですか。そうですか。
- そして、その金額の引上げというのも、おおよそ想定をされていることがあって、この13%という数字を出したという認識でよろしいでしょうか。
- 野口下水道課長 委員のおっしゃるとおりです。
- 高瀬委員 御説明の内容はとてよく分かりましたが、そういうことなんですね。
- それと、一般会計からの繰入金については、経常収支比率100%を超えるように目標としていくということですが、こちらについても、最後のほうの資料の投資・財政計画というところの11ページになりますかね。他会計繰入金の収益的収支分の一番上の段のところを見ていけばよろしいでしょうか。
- 野口下水道課長 委員のおっしゃるとおりでございます。ここで年間5,000万円程度、徐々に上げていって、10年後には黒字、単年度の欠損金をなくすというふうな表になっております。
- 高瀬委員 そうしますと、令和8年度は、令和7年度の決算見込みから1億円ぐらいプラスになるんですよね。その後が5,000万円ずつ乗せていくということなんですね。
- 分かりました。表の見方とか内容については、一定理解はいたしました。今日のところはありがとうございます。
- 中山委員長 ほかに質問のある方いらっしゃいますか。
- 寺嶋委員 資料の7ページです。資産活用による収入増加の取組について、というところで、こちらで他団体の取組も参考にし、資産活用について研究するとあるんですが、こちらに関して、今の時点で、何らか情報として持っていたり、何か取組に関してありましたら、伺いたいです。
- 野口下水道課長 今、留保資金が10億円以上ございまして、そちらをそのまま持っているのはいかがなものかということが、監査のほうからお話がありました。ただ、調べたところ、留保資金というのは、今後の処理のためのお金ということで、それを下水道事業以外の他の行為に使うのが、よろしいかどうかというのが、なかなかよいというところが見当たらないんです。しかしながら、そのお金を眠らせておくのはもったいないので、今、研究をしているところです。
- 寺嶋委員 ありがとうございます。10億円ですが、しっかりとそれをキャッシュで持っていないと、し

っかりと使うべきタイミングで使えなかったりとか、そういった部分もあると思うので、簡単にそれを使って、ある意味、複利的な形で利益を生み出していくということができれば理想ですけど、必ずしもそれがうまくいくとは限らないのかなという部分も、お話を伺って思いました。

となると、この収入増加の策といった部分が、正直言って、そこが頓挫した場合、もう料金改定以外残っていないのではないのかなという印象を受けます。

正直、料金改定の部分は、最後の手段なのかなというのも考えておまして、そのためには支出の部分で、見直していかなければいけないのかなと思います。

ただ、そこに関しても事業費、その前のページの目標などにも、事業費の平準化及び低減を図る、と書いてあるんですけど、その後、でも実際は近年の物価上昇を反映すると事業費全体は増加局面にあるという中で、この内容だと、正直もう選択肢が料金改定以外の部分が見当たらないんですけど、その中でも、しっかりと支出の改善などは、ここに書いてある以上に取り組んでいただけたりするのでしょうか、という質問をさせていただきます。

○野口下水道課長　ストックマネジメント事業で、年間の支出をしっかりと、今、3億円ちょっとぐらいになっているんですが、それですと平準化しています。そこで、今やらなければいけないのか、まだ先延ばしできるのか、そういったところもしっかり検討しながら事業を進めているところでございます。

○寺嶋委員　ありがとうございます。けちってしまうと、結果的に跳ね返りがあるのも市民であると思うので、そこら辺の部分はかなりシビアにしながらも、一つ一つの選択を間違えてしまうと、本当に、昨年だったか、おとしだったか、大きな事件があったと思いますけど、ああいったことにもなりかねないので、そういう部分をしっかりとしながら、そしてその説明といった部分も細かく今後いただきながら、一つ一つ経常収支比率、経費回収率の100%化に向けて取り組んでいただければと思います。

○中山委員長　ほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

○久保副委員長　中山委員。

○中山委員　この使用料の改定についてなんですけど、分かりやすいのはこの7ページ、先ほどの答弁でもありました経営改善に向けたロードマップのところ、物価上昇による事業費の大幅な増加、そして流域下水道維持管理負担金の処理単価の引上げ等とあるんですが、物価高がこの間ずっと起きている中で、この経常収支率、経費回収率は100%を超えている状況が続いていると思います。うなずかれていますので、そうすると、この経費回収率が100%を下回ってしまう、今の主な要因は、流域下水道維持管理負担金の処理単価、東京都が来年度上げる見込みですけども、それが原因だということによろしいのでしょうか。

○野口下水道課長　はい。委員のおっしゃるとおりでございます。

○中山委員　それに伴って、令和10年度から平均で13%の使用料改定を見込んでいるという計画ですね。今のところ使用料の改定は、この令和10年度の1回のみと見込んでいるのでしょうか。

○野口下水道課長　この中で書かなければいけないのは、使用料の定期的な改定についても書かなければいけなくて、5年に1度ということで書かせていただいておりますが、直近では、今回の部分で値上げをしまして、それ以降にもし何かあれば、値上げをせざるを得ないというふうに考えております。

○中山委員　それも7ページに書かれていますよね。見直しに関する事項のところ、使用料改定の要否の検討を実施すると。今、使用料改定を実施するというようにも聞こえたんですけど、まずは要否の検討をするという、この記載で国の要件は達成しているということですね。うなずかれていますので、分かりました。

今、東京都も、今後5年に1度、この流域下水道の処理単価の見直しということにも言及しているのですが、もしかすると、それがあったタイミングでまた考えざるを得ないということですね。

もう一つ確認です。先ほど説明もあったと思いますけど、この計画は10年後までの計画ですが、この経費回収率と経常収支比率、これが両方とも100%にならないと国からの補助金が全部なくなってしまうという理解でよろしいでしょうか。

○野口下水道課長 先ほどの報告で、最初のほうにお話しさせていただいたんですが、それだけではなくて、私がお話ししたものを全部を含めて要件になっておりますので、全部クリアできない場合はそうなります。

○中山委員 今、私が挙げた2つだけではなくて、PPPの導入もですか。ただ、先ほどの高瀬委員との質問の関係では、このPPPの導入については、現状、公社でやっていて、引き続き、公社との関係で、今のところ変更はなく今までどおりという見込みだということは先ほどありました。

様々な条件づけられてしまっているというところだということは、確認をさせていただきましたので、分かりました。

本日のところは終わりますけども、市に対してというよりは東京都に対してですけど、東京都が水道料金を今年も夏に4か月、基本料金を無料にするという予算が出ている一方で、下水道の、流域下水道の改定を行っている。今、国分寺市だけでなく、結構各地で、この下水道料金の値上げというところが議論されていますので、東京都のこのやり方にもちょっと疑問を感じているんですが、この物価高が収束する見込みも今はない中で、私としては多摩地域全体として、下水道料金の流域下水道の処理単価の値上げ、引上げについては、東京都に考えていただきたいという意見を述べてもらいたいというふうに思っていますので、その点、一言いただいて終わります。

○野口下水道課長 今後、またこういったことがあると思いますので、しっかり東京都と連携してやっていきたいと思っております。

○中山委員長 ほかにございますか。

○対馬委員 すみません。一点、企業債についてお伺いさせていただきたいんですけども。この3倍までという、この根拠は一体何でしょうか。

○野口下水道課長 企業債残高ですね。現在の金額の3倍を超えないことを目標にやっていこうというふうな内容です。

全体の収支ですね。経常収支比率、そちらを見まして、3倍までは許容できるということです。

○対馬委員 とすると、ここまで見込んだ上で、3倍程度まで見込んだ上で、経常収支比率100%超えられる程度が3倍程度だという理解だというふうに思うんですけども、実際、企業債の残高はどこまで3倍程度行くか分からないですけども、だんだん増えていくのか、ある程度のところで頭打ちなのか分からないんですけど、それにプラスしていわゆる委託費があって、職員数もこの中ではあまりもう変更はしませんよというふうになっていると、ウォーターPPPもやるということになって、結構、固定費が、かなり、一定以上上がっていくのかなというふうに思うんですが、その辺の見通しについて、どういうふうにお考えなんでしょうか。

○野口下水道課長 そういったことを踏まえまして、一般会計からの繰入金のほうを増額して、最終的には黒字に持っていくというふうな内容になっております。

○中山委員長 よろしいですか。

ほかに質問のある方。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長　　では、以上で報告事項3番を終わります。



○中山委員長　　報告事項が終わりました。

続いては、**その他**報告ですね。お願いいたします。

○小野木環境対策課長　　環境対策課です。よろしくお願いいたします。

午前中は現場視察、ありがとうございました。

ドッグランの実施につきましては、市長が公約として掲げておりました。目的としては、犬の健康維持や飼い主のマナー向上、飼い主同士のコミュニティの形成を目的に、これまで実施場所について庁内で検討してきました。

実施に向けて、実施場所が定まり、現在、実施に向け準備を進めておりますので、報告させていただきます。

資料を御用意していますので、御覧ください。

ドッグランの場所の案内図になります。当該地は旧ポッポのもり保育園跡地になります。

視察していただいたとおり西元町一丁目の第四小学校の南側に位置し、都立武蔵国分寺公園の南側に隣接している土地になります。また、この用地は、普通財産用地として市の所有地となりまして、現在管理をしているところになります。また、ここは国の史跡指定区域内に位置しているところでございます。

この閉鎖管理している普通財産用地において、特に新たにフェンス等の設置は行わないで、今ある状態を活用して、まずは月1回程度であります。ドッグランとして暫定的に運用することを考えております。

運営につきましては、市内にありますドッグランの知見を有する市民団体に御協力いただいて行くこととし、現在、運営方法等について協議をしているところです。

また、こちらの土地は接道していないため、隣接する都立公園の管理者であります東京都とも、利用方法等について、現在、調整を行っているところです。

今後、市民団体及び東京都との調整が調い次第、暫定的ではありますが、ドッグランを実施していきたいと考えております。

実施時期につきましては、まず4月から、こちらの利用方法につきまして、事前登録をいただいた方に利用していただきたいというふうに考えておりますので、4月に事前登録の申込みを開始したいというふうに考えております。

以上、雑駁ではございますが、報告は以上になります。

○中山委員長　　報告が終わりました。質問のある方、挙手にてお願いいたします。

○対馬委員　　一点だけお願いなんですけれども、こちら結構御苦労されて、この場所を選定していただいて、市長公約にもあったということなので、達成していただいて本当にうれしく思うんですが、せっかく場所の確保ができて整備をしていただけたということなので、ぜひ市民団体の方々には月1回と言わず、今後、暫定的ということなんですけれども、回数を増やしていただけるように、ぜひ連携を取っていただきながら、増やす方向でお願いしていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○小野木環境対策課長　　月1回という回数につきましては、先ほど申し上げたとおり、市民団体との調整の中で今決めているところでございますので、運用がうまくいきつつ進めば、回数のほうは市民団体と相

談して増やしたりしていきたいと考えております。

○中山委員長　ほかに質問ありますか。

○はせべ委員　視察のときの御説明もありがとうございました。

今の御説明で、市民団体と協議しながら進めているというところで、私が全然知識がないんですけども、市民団体ではない一般の市民の方が利用することも、今、登録を開始するというお話もあったので、そういった市民向けの説明は特段必要ないということなののでしょうか。

○小野木環境対策課長　特に利用方法について、個別に説明等は行わない予定でございまして、市報等でお知らせして、事前登録のほうを呼びかけたいというふうに考えております。

○はせべ委員　ありがとうございます。説明しなくても登録して使っていただけるということですね。分かりました。

○中山委員長　ほかによろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長　続きまして、緑と公園課長。

○岡沢緑と公園課長　午前中に現地を視察いただき、ありがとうございました。それでは、黒鐘公園北側エリアのオープンについて、御報告させていただきます。

資料はございません。口頭での報告でございます。

令和7年第2回定例会及び第4回定例会にて議決をいただきました黒鐘公園整備工事が終了しております。準備を経まして、3月2日月曜日の午前10時オープンを予定しております。

報告は以上でございます。

○中山委員長　報告が終わりました。質問のある方、挙手にてお願いします。

○高瀬委員　今日は、黒鐘公園の視察を、ありがとうございました。インクルーシブ公園ということで、今まで紆余曲折がありながら、とてもいい場所に、体幹の弱い子どもたちだったり、障害のある子どもたちも使えるような遊具を選んでいただいたなというふうに思いました。

ちょっと心配していた池のフェンスも中が塞がれることなく、自然を感じられるようなものになっていたなと思っています。

3月2日の10時からオープンということで、そのオープンのときは何か式典のような形になるのか、また、障害のあるお子さんたちがたくさん来られるように、関係するところにはぜひ御案内をしていただきたいと思います。また、あと学校関係ですね。その辺のところというのはいかがでしょうか。もう間もなくになりますけれども、お聞かせください。

○岡沢緑と公園課長　3月2日のオープンの式典等については、今、考えてございません。

あと、障害者団体含めて、そういったところに関しましては、期間が短いこともありますが、可能であれば、当初ワークショップなどに御協力いただいたところへの声かけについては、できる範囲でしたいと考えてございます。

○高瀬委員　かつて、いろいろ御意見もいただいた方々もいらっしゃいますし、特に小さなお子さんをお持ちの方たちには、この情報がしっかり行き届くようにお願いしたいなと思います。

オープンしたらいつでも自由に遊べる場にはなりますので、ぜひインクルーシブという、共生の社会が築けるような、そんな公園を目指してください。オープンとなりますので、ちょっと楽しみにしたいなと思っています。その点も工夫して対応いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○中山委員長　ほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

○久保委員　すみません。午前中の視察もありがとうございました。

高瀬委員がおっしゃっていた関連もありまして、その点については、今の御説明で、周知の部分はよろしくお願ひしたいと思っています。

あと、現地で念のため確認もしたんですけれども、幼児、小さなお子さんの保護者の方は、電動自転車で来られることも多いかと思ひます。子どもたちを降ろして、その公園で遊ぶ際の自転車等の駐輪の部分に関して、オープン以降も、遊ばれている皆さんがいらっしゃるような時間帯で何らかの形で視察するとか、具体的に寄り添っていただき、最善な場所、形を今後も検討していただけたらと思ひますので、その点、一言お願ひします。

○岡沢緑と公園課長　オープンしてから、職員が午前中1回、午後1回ぐらい、あるいは1日1回か分かりませんが、何日間か巡回したいというふうを考えてございます。その辺を踏まえまして、必要な対策があれば検討していくという形で考えております。

○久保委員　分かりました。よろしくお願ひします。

○中山委員長　ほかによろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長　以上で報告事項を終わります。

続いて陳情の審査を行います。説明員の皆さんは、ここまでにになります。ありがとうございました。ここで委員会を暫時休憩いたします。

午後4時03分休憩

午後4時41分再開

○中山委員長　それでは、委員会を再開いたします。



○中山委員長　続きまして、**陳情第7-6号「有機フッ素化合物(PFAS)の汚染原因究明と対策を求める意見書」**を国へ提出することを求める陳情を議題といたします。

初めに、調査担当から説明を求めます。

○鈴木議会事務局次長　それでは、陳情第7-6号、「有機フッ素化合物(PFAS)の汚染原因究明と対策を求める意見書」を国へ提出することを求める陳情につきまして、御説明いたします。

本陳情は、令和7年12月22日受理、国分寺市本町2-7-10エッセンビル2階本町クリニック、PFAS汚染を考え、安心して住みやすい国分寺を創る市民の会代表、杉井吉彦氏ほか連署者12人より提出されたものでございます。

陳情の要旨につきましては、お読み取りのほうをお願いいたします。

陳情事項につきましては、次の4点を内容とする意見書を国へ提出することを求めるという内容でございます。

- 1、東京都と連携の上、PFASによる汚染原因を究明し、その情報を開示すること。
- 2、地下水並びに水道水のPFASの除去・低減に向け尽力すること。
- 3、希望者が血液検査を受けられるようにすること。
- 4、自治体を実施する地下水の独自調査・検査等に対し、財政的支援をすること。

以上でございます。

○中山委員長 説明が終わりました。ありがとうございます。

本陳情は、以前出された陳情を一部修正していただいて、再提出していただいた陳情になります。それを踏まえて、この取扱いについて、皆さんから御意見いただきたいと思えます。

○対馬委員 ありがとうございます。このまま採決してよろしいのではないかと思います。

○中山委員長 ただいま対馬委員より採決という御意見ございましたが、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中山委員長 それでは、以上をもちまして、採決したいと思います。

討論ございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 討論なしと認めます。

これより本件を採決いたします。全員の皆様から採択すべきとの御意見です。つきまして、陳情第7-6号について採択することに御異議ございませんか。よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中山委員長 御異議なしと認め、本件は採択と決しました。ありがとうございます。



○中山委員長 次に、**陳情第8-2号 ぶんバスのさらなる発展を求める陳情**を議題といたします。

初めに、調査担当からの説明を求めます。

○鈴木議会事務局次長 それでは、続きまして、陳情第8-2号、ぶんバスのさらなる発展を求める陳情につきまして、御説明いたします。

本陳情は、令和8年1月29日受理、国分寺市本町4-24-15、国分寺ぶんバスを良くする会代表、大島良則氏ほか連署者5人と共に、19人の署名を添えて提出されたものでございます。署名者の内訳といたしましては、19人全員が市内の方となります。

陳情の要旨につきましては、先ほど陳情提出者補足説明会がございましたので、省略をさせていただきます。

陳情事項につきましては、以下の3点となります。

- 1、小人運賃の対象年齢を18歳までに引き上げてください。
- 2、65歳以上の高齢者割引として運賃を100円にしてください。
- 3、地域ごとに住民のニーズを聴くワークショップを開催してください。

陳情の説明は以上となります。

○中山委員長 説明ありがとうございました。

それでは、陳情審査に当たって、調査請求や御意見ある方、挙手にてお願いいたします。

○寺嶋委員 お疲れさまです。本件に関しまして、先ほど、陳情提出者補足説明会を開催していただきまして、細かく伺わせていただく中で、こちらの陳情にも記載のあるとおり、運賃が上がったことによって利用が下がっている。一時的なのか、それとも恒久的に下がっているのか、そういった状況をしっかりとデータとして確認させていただきたいなと思えますので、まず、運賃が上がってから1年間の月ごとの乗車人数と収入、そして、その運賃が上がる前の1年間の同様のデータ、これらを比較できるような状態で調査のほうをしていただければと思います。ルートごとでお願いします。

○中山委員長　ほかに質問のある方。

○久保委員　この陳情の要旨の中に、小金井市の高齢者割引のことが紹介されております。陳情事項の中にもありますけれども、この高齢者割引というのをコミュニティバス、地域バスを行っている他自治体の事例が多摩26市の中でありましたら、割引している内容も含め、調査をお願いしたいと思います。

○中山委員長　ただいま2件の調査依頼が出ましたが、いかがでしょうか。

○鈴木議会事務局次長　では、まず、寺嶋委員のほうからありました、ぶんバスの運賃を値上げして以降、ルートごとかつ毎月の利用者数と運行収入、こちらを直近1年分、それから比較ができるようにということで、その前年1年分の資料といったところで、調査をさせていただければと思います。また、久保委員のほうからございました、多摩26市で他に地域バスを運行しているところにおいて、高齢者割引を実施しているところの状況、その2点につきまして、調査をさせていただければと思います。

○中山委員長　よろしく願いいたします。

ほかにありますか。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長　では、ただいま寺嶋委員、そして久保委員から調査依頼が出されましたので、陳情第8-2号については、継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中山委員長　御異議なしと認め、本件は継続審査とすることに決しました。

以上で本日の建設環境委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午後4時49分閉会